

平成30年3月

中札内村議会定例会会議録

平成30年3月13日（火曜日）

◎出席議員（7名）

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 北嶋信昭君 | 2番 | 欠員 |
| 3番 | 黒田和弘君 | 4番 | 中西千尋君 |
| 5番 | 男澤秋子君 | 6番 | 宮部修一君 |
| 7番 | 中井康雄君 | 8番 | 高橋和雄君 |

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田匡彦君 教育長 上松丈夫君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

| | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 副村長 | 山崎恵司君 | 総務課長 | 阿部雅行君 |
| 住民課長 | 坂村暢一君 | 福祉課長 | 高島啓至君 |
| 産業課長 | 尾野悟里君 | 施設課長 | 成沢雄治君 |
| 総務課長補佐 | 川尻年和君 | 福祉課長補佐 | 高桑佐登美君 |
| 福祉課長補佐 | 平澤悟君 | 福祉課長 | 山本一美君 |
| 施設課長補佐 | 里見晶君 | 保育園長 | |

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 高桑浩君 次長補佐 渡辺浩君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局次長 産業課長兼務 事務局次長 中道真也君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 大和田貢一君 書記 木村優子君

◎議事日程

| | | |
|------|--------|-----------------------------|
| 日程第1 | | 議会運営委員会の報告 |
| 日程第2 | 議案第19号 | 平成30年度中札内村一般会計予算について |
| 日程第3 | 議案第20号 | 平成30年度中札内村国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第4 | 議案第21号 | 平成30年度中札内村介護保険特別会計予算について |
| 日程第5 | 議案第22号 | 平成30年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第6 | 議案第23号 | 平成30年度中札内村簡易水道事業特別会計予算について |
| 日程第7 | 議案第24号 | 平成30年度中札内村公共下水道事業特別会計予算について |
| 日程第8 | 議案第25号 | 平成29年度中札内村一般会計補正予算について |

開会 午前10時00分

◎開会宣告

- 議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は7人です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きたいと思います。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
それで、黒田議員から要求がありましたポロシリ福祉会関係予算の資料がそれぞれお手元に届いていると思しますので、目を通していただければなというふうに思います。
それから、ポロシリ福祉会からの給食の単価等の確認があるということで、高島福祉課長の方から説明をしたいという旨がありますので、許したいと思います。
高島福祉課長、お願いをいたします。
- 福祉課長（高島啓至君） 昨日、中西議員の方からご質問のありました社会福祉協議会の方で行う配食サービス、その価格につきましては、29年度どおり変更なしということで確認取れました。
ちなみになのですが、1食当り480円で社協が受けまして、ご本人負担200円、残りは社協負担ということでサービスを行っております。
- 議長（高橋和雄君） それでは、答弁済みとさせていただきます。

◎日程第1 議会運営委員会の報告について

- 議長（高橋和雄君） 日程第1、議会運営委員会の報告を求めます。
追加議案に係る議会運営委員会が終了し、報告の提出がありました。
委員長の報告を求めます。
中井議会運営委員会委員長、よろしくをお願いをいたします。
- 議会運営委員会委員長（中井康雄君） それでは、議会運営委員会の結果についてご報告いたします。
本定例会での平成29年度一般会計補正予算の追加について村長より提案がありましたので、昨日の本会議終了後、議会運営委員会を開催し、了承いたしました。
審議は、平成30年度各会計予算審査終了後の議案第25号でお願いいたします。
以上、協議内容についてのご報告といたします。
- 議長（高橋和雄君） 報告が終わりました。
お諮りをいたします。
追加議案の平成29年度一般会計補正予算については、議会運営委員会委員長報告のとおり、平成29年度各会計予算の審議終了後の議案第25号として審議することにしたいと思います。
このことに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。
したがって、追加議案は、議案第25号とし、平成30年度各会計予算の審議終了後の

審議とすることに決定をいたしました。

- ◎日程第2 議案第19号 平成30年度中札内村一般会計予算について
- ◎日程第3 議案第20号 平成30年度中札内村国民健康保険特別会計予算について
- ◎日程第4 議案第21号 平成30年度中札内村介護保険特別会計予算について
- ◎日程第5 議案第22号 平成30年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について
- ◎日程第6 議案第23号 平成30年度中札内村簡易水道事業特別会計予算について
- ◎日程第7 議案第24号 平成30年度中札内村公共下水道事業特別会計予算について

○議長（高橋和雄君） 日程第2、議案第19号から、日程第7、議案第24号までの平成30年度中札内村各会計予算についての6件を、昨日に引き続き審議を続けたいというふうに思います。

昨日は、3款民生費から5款労働費までの途中で終わっておりますので、本日は、引き続き審議を再開したいというふうに思います。

3款民生費から5款労働費までの質疑を行いたいと思いますので、質疑を出していただければというふうに思います。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 1件お聞きをしたいというふうに思います。

民生費、社会福祉協議会関係でありますが高齢者就労センターということで、高齢者の方々が生きがいを図るという目的で、就労センターを設置して、それぞれ公共施設等々で働いていただいているということです。

生きがいを持つということで働いているのですが、現実としては、年金暮らしの人や何かもいて、結構生活も大変だということで働いている人も多いですね。

そんなことで、賃金関係なのですが、30年度、どのような日額単価というのかな、時間単価というのを考えておられるのか。

言ってみれば、北海道の最賃制ということで、去年810円に上がったのかな。

何パーセントかちょっと分からないのですが、そんなことで値上がりをしている。

あるいはまた、職員においては、国家公務員に準じて、村職員の方も上がっているというこんな状況なものですから、上がってもわずかだと思っておりますが、毎年捉えながらアップさせているというふうに思うのですが、ちょっと見ますと、この単価については、村の賃金単価表に基づくということが一部取入れられているのかな。

そんなこともあるのですが、それらについて、29年度からみて30年度はどういう予定をされているのか。

とりあえずお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 職種別賃金の関係ですので、社会福祉協議会につきましてもそれに準じておりますので、私の方から説明いたします。

平成30年度につきましては、各職種において、改定率、およそ3%から高いものでは17%まで上がっております。

特に、職種の多い一般事務の短期の場合ですけれども、それにつきましては、29年度は6,430円のを6,820円に。

改定率で言いますと、6.07%です。

そして、今、黒田議員質問ありました社会福祉協議会に関係する一般雑役の方が関係するかなと思います。

こちらの方ですと、一番多い草刈り等につきましては、29年度は6,510円、これを6,970円に。7.07%引き上げております。

この一般雑役の中においても、刈払機など、チェーンソー等特に技術を要するのは、これより高い金額に設定しております。

改定率につきましては、7%以上より10%、16%です。

こちらの方の金額もご説明します。

一般雑役は、先ほど説明した6,970円。

そして、刈払機を使う人は7,750円、そして伐採作業、立木ですね、これは8,520円という形で値上げしてきております。

以上の状況です。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それぞれ配慮をされているなということで一安心しました。

今後もずっと続くわけですから、何かの根拠に基づいて値上げしているというふうに思いますので、北海道のそういう労務単価、あるいはまた、国家公務員というか、そんなものに準じてそれぞれ基準を持ちながらやっていると思うので、毎年状況を見ながら、職員と併せて、そこら辺にも気を使っていたきたいなというふうに思います。

併せて、嘱託賃金というか、村嘱託職員結構多いですよ、あちこち。

そこらは、個々にはいいのですけれども、総論としてそこら辺の、29年度から見た平成30年度の月給というのですか、そこら辺の予算計上の関係についてはどう整理されたのか教えていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） まず前段の作業賃金ですけれども、どのような状況で決定しているかということですが、議員おっしゃったとおり最低賃金を基準にしておりまして、また、管内の状況も調査いたしまして、その状況に合わせて、このような単価にしてきております。

そして、嘱託職員につきましては、継続的な要素もありますので、給料表がございまして、それに基づいて、経過するごとに昇給という形を取っております。

今年度につきましては、ベースアップはございません。

昇給という形で取っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

よろしいですか。

次へ進ませてもらってよろしければ進みたいと思うのですが。

ないようですので、進ませていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○議長（高橋和雄君） それでは、引き続き会議を開きたいというふうに思います。

次は、6款農林業費、7款商工観光費、8款土木費ということで、ページは106ページから136ページまでです。

概略説明をお願いをしたいというふうに思います。

最初に、尾野産業課長、お願いをいたします。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、6款農林業費及び7款商工観光費の予算概要について説明いたします。

特徴的な予算について説明いたしますが、予算に関する資料に掲載している事業につきましては、資料により最後に説明をさせていただきます。

はじめに、6款農林業費の概要について説明いたします。

農林業費の全体的な歳出は、堆肥化処理施設・発酵施設修繕工事及び車両購入などにより、対前年比6,974万8,000円、15.9%増の5億799万3,000円となっております。

それでは、予算書110ページをお開きください。

2項農業費、1目農業振興推進費、説明欄中段、堆肥化処理施設用備品2,214万円は、老朽化しているホイールローダー1台の更新を行うものでございます。

112ページをお開きください。

2目農業振興事業費、説明欄中段、農業次世代人材投資事業補助金150万円は、就農直後の経営確率を支援する資金を補助するもので、新規就農予定者1名分を計上しております。

113ページをお開きください。

3目改善センター管理費、説明欄中段、暖房ポンプ類更新工事152万3,000円は、昭和59年改善センター建設時に設置したオイルサービスタンク及びオイルタンク機器について33年が経過し、老朽化が進んでいることから、機器類の更新を行うものです。

なお、113ページ下段から115ページ、4目土地改良事業費は、後ほど、施設課長から説明がでございます。

117ページをお開きください。

3項畜産費、3目牧場費、牧場管理費、説明欄中段、工事請負費の高圧電気機器取替工事は、老朽化している変圧器及びコンデンサの更新取替費用219万6,000円を計上しております。

118ページをお開きください。

4項林業費、2目私有林振興費、説明欄上段、未来につなぐ森づくり推進事業費補助金は、植栽事業8.45ヘクタールに対し、179万9,000円を計上しております。

次に、3目村有林管理費、説明欄下段、森林情報システム導入委託につきましては、平成30年度に同一的な基準に基づく林地台帳の整備を行うため、導入費用として161万円を計上しております。

次に、7款商工観光費ですが、はじめに概要について説明いたします。

商工観光費の歳出では、まちなかにぎわいづくり事業補助金の創設及び中小企業振興資金預託金の増額などにより、対前年比2,319万円、15.3%増の1億7,437万円となっております。

それでは、121ページをお開きください。

1項商工観光費、2目商工振興費、中小企業振興事業費、説明欄中段、貸付金の中小企業振興資金預託金は、後ほど説明いたしますまちなかにぎわいづくり事業補助金の創設に合

わせ、預託金を1,000万円増額し、7,000万円を預託することで、設備資金及び運転資金の融資枠を拡大し、中小企業経営を支援するものです。

次に、122ページをお開きください。

3目観光費、札内川園地管理費、説明欄下段、札内川園地管理委託費は、管理委託先である中札内観光協会が平成30年度から消費税課税業者になったことなどから、前年比72万4,000円増の893万6,000円を計上しております。

124ページをお開きください。

4目道の駅関連施設管理費、説明欄中段、道の駅関連施設管理運営委託は、札内川園地管理委託と同様に、指定管理先である中札内村観光協会が消費税課税業者になったこと及び各種イベントでの警備業務を警備会社に外注する等の費用の増から、前年比169万2,000円増の1,412万2,000円を計上しております。

次に、黒ナンバー18番、予算に関する資料の事務事業説明書に11事業を掲載しておりますので、ご説明いたします。

予算に関する資料27ページをお開きください。

下段、堆肥化処理施設修繕工事5,854万7,000円は、平成18年度に設置した発酵施設2棟の屋根が腐食劣化により固定が効いていない部分もあることから、屋根の補強工事を行うとともに、落雪による施設の損壊を防ぐため、小屋根の設置などの対策改修を行います。

28ページをお開きください。

上段、新元気な畑づくり事業は、平成29年度にメニューの見直しを行ったところですが、客土、除礫、耕地防風林助成を継続して行うこととし、予算額を600万円計上しております。

なお、客土については、土の確保が難しくなっているという状況から、これまで委託施工先を村内業者に限定していましたが、村外業者にも拡大することとしております。

29ページをご覧ください。

上段、牧場管理委託は、大規模草地育成牧場の管理運営に係る費用として、1億6,019万2,000円を計上しております。

なお、平成30年度は、受胎率の向上を図るため、新牛舎に240頭分の発情検知器を導入することとしており、導入に係る予算として863万1,000円を増額しております。

下段、大規模草地育成牧場備品購入1,562万円は、老朽化している油圧ショベル及び連絡車の更新を行うほか、カウキャリア1式及び受精用精子保管用のプレハブ1基を購入するものです。

30ページをお開きください。

上段、村有林整備工事は、予算額1,584万4,000円で、北海道の造林事業補助金を受け、森林経営計画に基づき、植栽、下刈、間伐、準備地拵えを行い、村有林の適正な管理に努めます。

下段、経営改善普及事業補助金1,371万2,000円は、商工会の経営改善普及事業に係る人件費、地域振興事業等に対する補助のほか、平成30年度から新たに取り組む小規模事業者支援推進事業に対する補助を追加しているところです。

31ページをご覧ください。

上段、まちなかにぎわいづくり事業補助金500万円は、民間活力を活用した市街地等

の活性化を図るため、これまで取り組んできました空き店舗対策事業、市街地遊休地活用事業と再編し、新たに新規店舗施設整備事業と既存店舗改修事業を追加し、商工業者の事業進出及び拡大等に対して支援を行おうとするものです。

下段、観光振興推進費は、地域おこし協力隊制度を活用して、観光事業のコーディネート、観光事業及び商品の企画開発に取り組むため、1名分の賃金、旅費及び住宅借上料388万1,000円を計上しております。

なお、4月1日からの採用を目指し、2月1日から2月26日の期間で募集を行ったところですが、結果的には募集はございませんでした。

今後、引き続き、再度の募集について検討してまいります。

32ページをお開きください。

上段、観光振興事業、予算額1,707万5,000円は、観光協会人件費、観光イベントの開催、情報発信PRなど、村観光事業の推進を図るものです。

今年度は、新たにラインスタンプ、ピータンぬいぐるみ等作成などピータンをPRするためのグッズの製作を計画しております。

また、インターネットを通じて、動画による村の魅力発信の取り組みとして、映像コンテスト事業を計画しております。

下段、札内川園地防護フェンス設置工事は、平成28年台風により、バンガロー設置箇所が被害を受け、護岸が洗掘されている部分について、昨年度は簡易的な防護ネットを設置し対応してまいりましたが、利用者の安全確保を図るため、防護フェンスの設置を行うものです。

併せて、滝見橋があった部分についても、観光客が入っていることから、防護フェンスの設置を行うものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 続いて、成沢施設課長、お願いをいたします。

○施設課長（成沢雄治君） それでは、施設課所管の予算概要を説明させていただきます。

予算書113ページをお開き願います。

農林業費のうち、土地改良事業についてご説明をさせていただきます。

説明欄下段、負担金及び交付金、道営担い手畑総事業札内川右岸北部地区負担金200万円は、平成31年度から実施する事業の計画策定に対する負担金です。

その下段、道営農道整備特別対策事業、中島地区負担金、次のページにまたがりませんが、750万円は、中島東5線40号から45号間を平成31年から34年の4年間で整備を行うための調査設計費の2分の1を負担するものでございます。

114ページをお開きください。

説明欄中段、負担金及び交付金、多面的機能支払対策交付金8,434万4,000円は、村内11の活動団体に対する交付金を計上し、活動を推進してまいります。

次に、125ページをお開きください。

8款土木費です。

説明欄中段、土木一般経費、工事請負費の資材堆積場整備工事318万円は、現在、常盤41号にあります資材置き場、枝処理等に使用している村有地を、村の景観や環境を守る活動を推進するため、家庭内の庭木、枝、落ち葉等を受け入れるために堆肥場の整備を行うものでございます。

次に、126ページをお開きください。

説明欄下段、公園管理費、報償費、公園利活用検討委員会10万5,000円は、村民を主体とした検討委員会を設置し、今後の公園の在り方について調査研究を行うためのもの
でございます。

次に、127ページ中段、委託料、公園等樹木防疫防除委託128万6,000円は、桜
六花公園の樹木管理を、これまでより管理期間を長くし、適正管理に努めるものでござい
ます。

同じく下段、工事請負費の公園施設撤去工事394万9,000円は、東公園の遊水路
が老朽による水漏れ等が発生し、修繕が困難なため、撤去工事を行うものです。

次に、128ページをお開きください。

説明欄下段、委託料、道路維持委託3,580万円は、通常の維持管理のほか、道路アス
ファルトのクラックや取付道路の補修整備を行うとともに、道路側溝の機能保全対策を計
画的に行うものです。

次に、129ページ下段、委託料、調査設計委託560万円は、橋りょう長寿命化事業と
して、平成31年度工事予定の2橋について測量等の調査設計を行うものです。

その下、舗装路面性状調査委託業務650万円は、今後の道路改修工事の財源確保を図
るために、新たな道路事業計画が必要なため、調査委託を行うものでございます。

下段、工事請負費2,920万円は、中島新橋橋梁補修工事4年目の工事を行うもので
す。

次に、132ページをお開きください。

説明欄中段、定住対策費、定住促進補助金2,539万8,000円は、固定資産税相当
分を交付する定住促進奨励金、中札内スタイル住宅建設奨励金、助成内容を拡充した民間
賃貸住宅家賃助成及び移住促進奨励金を計上しております。

次に、133ページ下段、工事請負費196万円は、公園団地の地下タンクを廃止し、屋
外に灯油タンクの設置を行うものです。

次に、134ページをお開きください。

説明欄中段、工事請負費1億5,811万2,000円は、泉団地8戸、中札内団地16
戸、元札内団地4戸、特公すずらん団地16戸の長寿命化改修及び移住性向上を行うもの
でございます。

次に、136ページをお開きください。

説明欄上段、負担金補助及び交付金、水道共同施設維持管理負担金938万7,000
円は、簡易水道会計が行う南札内浄水場の維持管理経費と調査設計委託料等の水費割合で
負担するものでございます。

次に、172ページをお開きください。

公共土木災害復旧費では、戸蔭大橋災害復旧工事の2年目工事として、4,735万円
を計上しております。

最後になりますが、黒ナンバー18、予算に関する資料では、33ページから35ペー
ジまでが施設課関係事務事業説明書となっておりますので、ご参照ください。

以上で施設課所管の予算概要説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 136ページまでということになっておりますが、途中、違う項目
が入っておりますので、そこを抜かして質問していただければなというふうに思います。

それでは、6款農林業費、7款商工観光費、8款土木費についての質疑を受けたいとい
うふうに思います。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） それでは3点ほどお伺いいたします。

まず、予算書の110ページにあります堆肥化処理施設の改修工事ですけれども、5,800万円ほど見られているのですけれども、ここ数年見ていると、堆肥化センター、施設もかなり年数も経って、ここ数年結構いろいろな修繕工事の金額が上ってきております。

今回、約5,800万円ということで大変大きな金額なのですけれども、今回5,800万円かかりますけれども、今後もある程度こういった大きな改修工事が見込まれるのかどうか。

その辺をちょっと1点お聞きいたします。

あと、もう1点は、同じく110ページにあります元気な畑づくり事業なのですけれども、毎年ちょっと聞いて申し訳ないのですけれども、去年のこの事業利用金額というものの、280万円ほどということで、予算600万円に対してそんなに大きな金額が使われなかったわけなのですけれども、平成28年にアンケート調査をしたわけなのですけれども、あまりアンケートの回収率が良くなかったということで、これについても、前回お聞きしたときも、このメニューの見直しについては、5年に一度ずつの見直しかということでお聞きしたのですけれども、それについては、随時見直しをかけていきたいという答弁もありました。

なかなかこれは農業者の方も、この小規模土地改良ということになると、なかなかどういったものが該当になるのかというのがよく分かりづらいのかなというふうにも思うのですよね。

それで、もし再度農業者の方にアンケートを取るのであれば、やっぱり村の方からある程度提案型のアンケートといいますか、こういった事業ができますよですとか、そういった調査をされてはどうかというふうに思います。

あと、客土の補助基準額の見直しをするということが書かれていたのですけれども、何か去年の資料を見てみますと、今年の単価も台数等も同じような台数になっているのですけれども、どこを見直されたのかなということの一つお聞きいたします。

あともう1点ですけれども、これはちょっと、本日農業委員長来られていないのですけれども、農業委員会の方にお聞きをしたいのですけれども、農業委員会の執行方針の中で、農地等の利用の最適化の推進という答申が、幾つかの答申の中でありました。

その中で、昨今、農地の賃貸の件で、10年も20年もずっと賃貸で貸されている土地が何件かあるのではないのかなというふうに思います。

そんな中で、いつまでたっても売買にならないという土地もあると思うのですけれども、やはり長く賃貸ということになりますと、本当に買えるぐらいのお金を払っているような状態になってきているわけなのですけれども、なかなか農地法というか、農業委員会の方の法律の関係でこれが進まないわけなのですけれども、現在、農業委員会の中で、そういった長期に渡る土地の賃貸について、どのような話し合いをされているのか。

もし、何かそういった話が出ているのであれば、ちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思います。

あと、もう一つは、農業委員会の方で、現在、中札内村には遊休農地はないとは思いますが、その遊休農地が現在あるのかないのか。

そこもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長、お願いをいたします。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から最初の2点の部分について説明をさせていただきますというふうに思います。

堆肥化処理施設の部分でございますけれども、実質今年度、天井のブレースの交換等を行いました。

その際に、高所作業車を使って天井付近に行って、今回、屋根の固定金具が外れている、ちょっと一部外れている部分があるというのも分かりました。

また、鉄骨等も上部の方ですけれども、腐食が進んでいるという状況も確認が取れたところでございます。

それを受けまして、今年度につきましては、予算で計上させていただいています屋根の補強、いわゆる固定の部分と、あと、小屋根の修繕等を行いたいというふうに思います。

それ以外の部分、鉄骨の錆の塗装につきましては、建設から実際十数年経ってはいるのですけれども、当時の施工業者も想定していない腐食のスピードということで、現在、錆止め防止をどのような形で、腐食防止剤を上から塗っていったらいいのかというのも確認研究している最中でございます。

それを踏まえて、次年度、その辺を検討しまして、31年度で鉄骨の塗装をできればというところで、今予定をしているところでございます。

また、33年まで、後期計画の期間中につきましては、攪拌機の駆動の部分で交換取替工事を予定しております。

一応、今のところ33年度までは、堆肥化処理施設で修繕等を計画しているものは、以上の3点ということになります。

続きまして、元気な畑づくり事業のメニューの見直しについてですけれども、基本的には、昨年度メニューの見直しを行いましたので、それを継続していくという形になりますが、随時、メニューの見直しについては行っていきたいというふうに考えております。

今年度につきましては、大幅なメニューの見直しというのは行いませんけれども、この部分については、また、次年度に向けても継続して、もし必要があれば、メニューの見直しを随時考えていきたいというふうに考えております。

また、アンケートの取り方につきましても、ご意見をいただきましたので、それを参考に、次回アンケートを取るときは工夫をしていきたいというふうに思っております。

また、客土の基準の考え方、基準単価の考え方ですけれども、基準単価につきましては、3,500台、1経営体につき60台を限度ということにしております。

この部分については、29年度も同じだったのですけれども、もともとこの基準単価は、平成28年の台風の際に、時限的ということで、28年度、29年度に限り基準単価を3,500円とするということで、もともと当初は2,500円の基準単価でした。

これを今回の改正で、今回30年度からそのまま基準単価については3,500円を適用するということで見直しを図ったものでございます。

○議長（高橋和雄君） 中道農業委員会事務局次長、お願いします。

○農業委員会事務局次長（中道真也君） 農地の賃貸の関係でございますけれども、農業委員会といたしまして、その賃貸期間が10年から20年とかという全体像については申し訳ないですけれども、ちょっと今手元には資料ございませんので、その部分につきましては、今後、その村の実態を掴みたいと思っておりますので、事務局としても、全体像の把握に努めていきたいと考えております。

それから、そういった長い賃貸に対する対応ということで、法律改正というのもお話ありましたが、なかなか出してと申しますか、貸し出しする所有者のご意向を尊重しているという実態もございまして、今年も賃貸の更新、三十数件ございましたけれども、やはり5年とか10年とかというスパンで貸し付けを更新するという事例、特に去年の倍ぐらい、今年に関しましてはありましたので、相当数の賃貸の期間、長い事例があるのではないかなというふうに思いますので、それについては、先ほど申し上げましたとおり、ちょっと調査についてしてみたいなというふうに思います。

それから、遊休農地の関係でございまして、現在、農地台帳面積といたしましては、村内7,180ヘクタールでございます。

遊休農地につきましては、現在、経過観察している部分の農地というのが若干ございまして、遊休農地というものについては、今ゼロということとなっております。

○議長（高橋和雄君） 6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 堆肥化処理施設ですけれども、33年までまだ改修が3点ほどあるということで、今後もやっぱりかなりの修繕費がかかるのかなというふうに理解しました。

これ、当初つくったときにどういう決めがあったのか分からないのですけれども、このままずっと村の方で施設については改修を負担していくのかどうなのか。

その辺がちょっと、最初の決めが分からないのですけれども、あと、車両の方の関係については、毎年負担金として500万円ずつはいただいていると思うのですけれども、この施設の方の改修について、今後も村の方でずっと続けていくのがいいのかどうなのか。

ただ、私もこの指定管理業者の中島センターあたりの社員にもなっていますので、ある程度総会の資料等を見た段階では、そんなに大きな利益も出ていないので、本当に、今後、また、その堆肥の受益者ですか、そういった方も、一度値段も上げたりして見直しはされているのですけれども、なかなか両者とも負担をするということもなかなか厳しいのかなと。

堆肥の値段を上げて、また農家側が利用されないのであってはまた困ってしまいますし。

その辺ちょっと、この堆肥化処理センターの修繕費についてはちょっと、村の方としてもさらに全体として検討していかなければならない問題ではないかなというふうに思います。

その点、もう一度、もし村としての何か考え方があればお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長、お願いします。

○産業課長（尾野悟里君） 堆肥化処理施設の修繕の関係ですけれども、基本的に現在の指定管理に係る協定の中で、基本的に小破修繕を除いて、第一次発酵施設の施設ですとか、あと、乾燥ハウス内の施設ですとか、こういったところについては、基本的に村の方で修繕を行っていきますということと、先ほど議員がおっしゃられました車両更新の部分につきましては、当分の間、年額500万円を村の方に寄付、積み立てて、それを財源にして車両の更新を図っていくというところで確認の取り決めにさせていただいております。

基本的には、この協定で現在の協定期間中につきましては、すでに協定は結ばれておりますので、村としては、先ほど言った部分については対応していかなければならないかなというふうには考えておりますけれども、工事費の方が非常に高額になっているというのも事実でございまして、工法等につきましても、いろいろの部分で研究しながら、そし

て、工夫できるところは工夫しながら、修繕の方は取進めていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） あともう1点、堆肥の処理能力といたしますか、当初の計画から見ると65%ぐらいということで、あまり計画どおり堆肥ができ上がっていないとか、処理できていないというようなお話を聞いたのですけれども、自分はちょっとその堆肥の攪拌ですとかそういった装置の関係で計画が減っているのかなというふうに思っていたのですけれども、何かちょっと話を聞きますと、そうではなくて、原料となる堆肥が、ある程度水分の低いものでないと発酵までに時間がかかるので、その関係で何か、その水分の低い堆肥が計画よりも少なかったために、処理能力が落ちているというふうにも聞いたのですけれども、その点はどのようなのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 堆肥化処理施設の処理能力の関係ですけれども、議員がおっしゃられておりますように、当初予定していた計画量よりも、28年でいけば半分ぐらいということになろうかなというふうに思います。

ただ、ちょっと28年につきましては、特殊要因もございまして、先ほどちょっと水分の話もありましたけれども、この年は台風の影響もありまして、非常に水分量が多かったというところもございまして、その関係もあって、また、原料となるものも入りがこの年については少なかったというところで、計画よりも半分ぐらいということになっております。

ただ、この部分については、毎年毎年天候等にもよって若干変わる部分でもありますので、大体多いときでも、計画と比較して60%というところで推移しているのが現状でございます。

○議長（高橋和雄君） 6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） この堆肥化センターができたおかげで、結構やっぱり中札内の生産性は、これを使うことによって生産性は結構上がってきていると思うのですよね。

使っている人あたりの話を聞いても、評判的には良いと思いますし。

やっぱり今後も、まだ需要はあるのではないのかなというふうにも思いますので、できればもう少し多くの堆肥を製造できるように努力をしていただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見として聴取させていただきます。

そのほか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、とりあえず2点ほどお願いするかな。

118ページと資料の30ページの村有林整備工事の関係です。

それで、事業としては、植栽、下刈り、間伐、準備地拵えということで資料化されておりますから分かります。

それで、保育関係も記載してあるのですが、蔓切り、除伐、枝打ちというものも必ず保育には必要な内容ですけれども、これらについて記載されていないのですけれども、考え方等について教えていただきたいということと、併せて、間伐26ヘクタールほど実施するのですが、間伐材の取扱いについてはどういう形を考えられているのか。

そこら辺を教えていただきたいというふうに思います。

それと、120ページと資料の31ページのまちなかにぎわいづくり事業補助金ということで、これは新たにまちなかにぎわいづくり事業補助金ということで創設がなされた事業ですけれども、新規店舗、あるいはまた、空き店舗の出店などへの支援を行いますということで、非常に良い補助金でないのかなというふうに私は思うわけですが、それで、どの程度、現在で見込めているのか、見込めるのか。

それと、当面見込みのある具体的なものは何かあるのか。

それで、新規店舗ということで、道内外からのそういった民間活力を活用してというまちづくりなのですが、これらについて、具体的にどういうふうにPRしていった魅力のあるまちづくりをしていこうとしているのか。

そこら辺について教えていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは1点目の村有林の部分でございますけれども、議員の話がありました蔓切り、除伐、枝切りの部分なのですが、申し訳ございません、ちょっと工事の中身の部分についての手持ち資料が今持ってきておりませんので、ちょっとその部分については再度確認をさせていただければなというふうに思います。

2点目の間伐の部分ですけれども、今年度につきましては、本来、平成29年度で予定していましたが、台風で1年先送りにさせていただきました帯広市岩内町にあります林班のからまつなのですけれども、からまつについて間伐をしたいというふうに予定しております。

売り払いの部分につきましては、歳入の方で予算を一応計上させていただいておりますけれども、からまつ785立法メートルの売り払いを想定しております、売り払いの予算額につきましては、329万7,000円を見積もっているところでございます。

続きまして、まちなかにぎわいづくり事業補助金の関係ですけれども、今回、新規店舗事業または既存店舗改修事業を加えて、これまでありました空き店舗改修事業と家賃助成、こういったものを一つにまとめまして、新たに事業を創設したところでございますけれども、現段階で、見込みの部分ですけれども、事業始まる前に、今現段階で相談あるいは制度を活用したいということで意向がある業者につきましては、3事業所あるいは個人から制度の活用について相談があったところでございます。

この事業のPRの方法につきましては、この事業につきましては、基本的に商工会さんと一緒にやっていくということで事業の設計をしております。

具体的には、事業を立ち上げた場合に、3カ月、6カ月、12カ月という形で、商工会の方に経営診断、あるいは、将来への経営安定に向けた経営指導等を行っていただくことで事業設計をしておりますので、PRにつきましては、商工会等も含めながら積極的に制度のPRを図っていきたいというふうに考えております。

あと、間伐の売り払いの部分ですけれども、基本的にこれまでは、売り払い方法につきましては、過去に実績のあった業者での随意契約ということで、これまではやりました。

基本的に、この部分について、過去にも議員の方から入札への検討というところも話があったところでございますけれども、基本的に今現在は、随意契約というところから考えておりますけれども、入札の方向も含めて、ちょっとそこについては内部でも調査等継続して検討していきたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 間伐材の関係ですけれども、私は一般競争入札で高く云々ということでお話しているわけですが、これについては、皆伐というところです。

間伐というのは、特定の事業者が間伐実施するわけですから、そことの関わり合いがあるので、これは随契ということが当然の形が出てくるのかなというふうに思われます。

それで、間伐するのは間伐事業費ということでやっていますよね。

土場まで運ぶ経費まで見ているのかな。

そうすると、その土場にある間伐材をその場所で、新たに事業やっている人にそこで売払うと、随契でね。

それが歳入で見ているというこういう解釈でよろしいのでしょうかね。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） すいません。

基本的に間伐の部分についてはもちろん施工業者そのままやりますので、それと継続してという形になるかと思えますけれども、先ほど間伐材の売り払いについては、見積もりで329万7,000円ほどということで説明させていただきましたけれども、実際は、材自体はもう少し高く、460万円程度にはなるのかなというふうに思いますが、運搬費等が当然かかる経費でございますので、それを除いた分を歳入の方で計上させていただいているというところでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） その関係については分かりました。

あと、まちなかの関係ですが、商工会と関係を深めてというそういうことになろうかと思うのですけれども、新規に民間活力を活用するということになれば、商工会の方でいうことでやることはいいのですけれども、村としてももっと積極的に、ホームページを利用するのか、また、別な形になるかどうか知らないのですけれども、そういった商工会に任せきりということではなくて、やはり村の方が窓口なのかちょっと分からないのですが、もっと積極的に、せっかくの事業なので、ぜひPRしていただいて、多くの民間のそういった事業をやる人を呼ぶことが私は大切でないのかなというふうに思いますので、ぜひ、そういう新規事業についての期待をいたしますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それと、先ほど言った村有林の保育の関係については、後で報告をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩をしたいと思います。

20分まで休憩をさせていただきます。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（高橋和雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思えます。

蔓切りのお話で答弁したいということで、尾野産業課長、お願いをいたします。

○産業課長（尾野悟里君） 先ほど、黒田議員の方から蔓切り、あるいは枝切りのいわゆる保育事業の関係で、30年度どう予定されているのかという話でご質問がありましたけれ

ども、30年度につきましては、保育事業の方は、村有林整備工事の中では予定していないということですので、蔓切り、あるいは枝切り等については計画していないというところでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） なぜ計画していないのか、ちょっと聞きたいのですが、言ってみれば、毎年、過去はそれぞれ、例えば、10ヘクタール、20ヘクタールということで毎年植栽してきていますよね。

植栽をする、そして5年ぐらいは下刈りをする。

その後、平坦地だとか山とかということで、蔓が伸びてくるだとか、違う木が伸びてくるという現場を調査する中で、蔓切りだとか除伐だとか枝打ちということの作業が必ず出てくるのですが、そこら辺をきちっと展開しないと、何のために植栽して下刈りしたのか、結果的に蔓が伸びていって、そのものが雪害や何かで倒れてしまうとかって。

将来的に良い木ができないということでの蔓切り、除伐、枝打ちというのは必須保育事業なのですね。

ですから、それについては端的に何年にどうだということではなくて、やはり担当者なり担当課長が現場を見る中で、そういうものを対応することが適正な管理ということになるものですから、それであえて確認したのですけれども、そこら辺の考え方はどういうふう考えられておられるかお答えをいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 蔓切りあるいは枝切りの部分ですけれども、先ほどは村有林整備工事の中では計画、その中の事業としては計画していないということで答弁をさせていただきます。

村の方におきましても、蔓切りの部分につきましては、計画的に随時やっているところではあるのですけれども、特に蔓切り、10年未満の部分につきましては、こちらの村有林整備工事の方ではなくて、失業対策事業等を活用しながら、随時蔓切り等は、今現状行っているという状況でございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 分かりましたけれども、冒頭何回話しているように、保育で重要な事業ですので、担当者もいろいろ入れ替わるから、技術的なこと分からない人も担当する場合もあると思うのですけれども、林業指導事務所もありますし、あるいはまた、実施をしている森林組合ですか、そういったものの関係機関と担当者が十分に打合せをする中で、やはり対象林部について現地調査が大事なのですね。

十分していただいて、適正な保育に努めていただきたいと、このように思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお伺いしておきたいというふうに思います。

そのほか。

1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 今、村有林の方に行きましたから、ちょっと村有林の質問をさせていただきます。

村有林支障木伐採とありますけれども、これは分かるのです。

去年の秋口から冬にかけて、全国的ですけれども、風がすごかったですよね。

そのために、村有林もかなり倒れたと思うのですけれども、枝なのですよ、今。

この中に、予算の中に入っていないと思うのですけれども、自分で見る限り、過去にな

いぐらい枝が今畑の中に落ちているわけですよ。

こういうものを予算に見ていないのだけれども、多分春になるとかなり農家から苦情が出るような気がするのですけれども、こういうものはどういうふう処理していくのかちょっと伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 例えば、災害時での支障木伐採、あるいは、村有林の枝拾いの部分なのですが、この部分につきましては、賃金、予算書でいきますと118ページの村有林管理費の中の村有林管理賃金の中で、緊急時の対応も含めて38万1,000円を年度当初については計上させていただいているという状況でございます。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） これ、金で見れる状況であるのかなという気がするのです。

村の中にある景観的ないろんな面では村有林というのはものすごく喜ばれるのですけれども、こういうときになると春先に、夏でもそうだけれども、落ちた枝、皆さん個々に処理しているのだけれども、この冬に関しては異常なぐらい枝が折れたりして畑に落ちているわけですよ。

去年の秋からもすごかったのだけれども。

金で解決する、これ、38万円ぐらいではできないと思うのですよ。

これをどういうふうに、自分も分からないのですけれども、これ、かなりの枝が、村有林多量にそういうものがあるのです。

それで、東西に行くものはいいのだけれども、南北のところはものすごく枝が落ちているわけです。

それで、今までは結構苦情も来たと思うのですけれども、スパイクのハロウみたいのをトラクターで引っ張ったりなんかしていたのだけれども、毎年こんなことをやっていると思えば段々増えてくるだろうし、今年に関してはかなり処理しきれないぐらい落ちていると思うのですよ。

これを自分でどういうふうに処理すればいいのかな。苦情来ないかもしれないのだけれども、個人の中では過去にないぐらいの枝の折れたやつが畑に落ちていると。

これをどういうふうに処理するかということに対して、少し何かでも方法で考えてもらわないと。

日本で最も美しい村連合の中に、景観の中には村有林、それから台風のときにはたいした役に立ってくれるのですけれども、こういうときになると害になるのですよね。

こういうものを今、黒田議員が言った枝払いとか蔓とか何とかで話したけれど、枝払いだっとうちの村で50年近い、そういうのが結構枝落としているわけですよ。

そういうものの処理に対して、今後何か対策を考えていただかないと、この三十何万円ぐらいの金の中で処理すると、こっちに金やったのかこっちでやらないのかということにもなるし、何かの方法を考えていただかないと、これ、今特にうちに古いからまつがかなりあると思うのですね、防風林の中に。

倒れた分に対しては、支障木伐採委託みたいな形の中でやるのだろうけれども、枝に関してはちょっとどういうふうにしていいのか。

自分個人でも分からないのです。

うちだけやってもらえればいいのか、それとも1件だけやるのなら全部やらなければいけないのかとか。

文句言ってきた人だけやるのかいという話にもなるわけですよ。

そういうものを何か、今どうのこうのとは言わないけれども、何か対策を考えていかないと。

切ってもらうことが一番いいのだけれども、切ってしまうと防風林にならないわけですね。

前にも質問したことあるのですけれども、今、防風林のおかげで助かっているところもいっぱいあるわけですよ。

だけれど、こういう障害になることもたくさんあるわけなのですね。

この辺の対策を、村としてちょっと考えていかないと。

何回も言うけれど、自分としてはどうしていいのかわからないのだけれども、村として、これ大きな課題になるような気がするのですけれども。

今は考えているか考えていないか、いかがなものでしょうか。

○議長（高橋和雄君） ご意見ですが、何か答弁ありますか。

山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今、現下の方としては、個別の枝が広がった状況を確認しているわけではちょっとございませんので、そのことにポイントを絞った回答はちょっとできないですけれども。

考え方としてということになろうかと思えます。

災害等起きたときに枝が散らばって、これは木が倒れてということも含めて、保安林内、一般の保安林以外の山林についても、そういったときには経費をかけて中の支障木を整理しております。

また、そういったときに対して、当然台風等による強風も付いていますので、畑の中にその枝が飛散をするということも当然あって、そのたびにトラクター等動かすときには、耕作に支障が出るということもございます。

そういう災害があったときの対応については、村として統一的に対応するというのは、これは過去にも職員が出て行って枝拾い、参加するとか、それは村の職員だけでなくということでしたけれども、そういった対応も考えられますし、あと、お金をかけて枝拾いやるということも、今、産業課の予算の中でもありましたけれども、そういったことも考えられると。

あと、通常に風に対応するのはやはり保安林等畑の際にある保安林の適正な管理を続けていくということしかないのかなと。

これは枝打ち含めて極力それを促進するというのが当たり前ですし、支障木になっている中の雑木などについても、当然倒れてそれが飛ぶということもありますから、そういったものを適正に管理していくことを続けるということが大切なのだろうというふうに思います。

かつ、あと、畑の際の枝についても極力枝打ち段階で落とすようにはしていますけれども、それを継続して取り組んでいくということで、今のところ、考え方的にはそれを続けていくということしかちょっとお答えできませんけれども、そういう視点で取り組んでまいりたいというふうに思っているところであります。

ケースバイケースにもなるということです。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 今どうのこうのという話でなくて、今後こういう問題が起きてく

るよという一つの考え方で、今、副村長が言ったように、枝払いと言うけれども、50年もした上の枝なんか払えるわけないのですよね。

そんなことで、結構苦情も聞きますし、苦情を言いながら、中に自分で処理している人もかなりいます。

そういうことがあるので、今後の大きな課題として考えていかないと、過去には村有林の枝とか根張りだとかという問題がものすごく出ていましたのでね。

この2年、3年ですか、台風来るごとに、この村有林がものすごく役に立ったということで一時はあまり話がなくなったのだけれども、またこういうことになってくると、また新しい問題が起きてくるので、今、副村長言うように、今どうのこうのということではなくて、今後の対策として、やっぱり古い村有林があるので、からまつでなくても、かしの葉っぱもよく飛んでくることもあるので、そんなことで、今後の課題として考えていただきたいという希望であります。

○議長（高橋和雄君） ご意見として聴取させていただきたいと思います。

そのほか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 2点ほど質問させていただきます。

観光振興の方で、ページとしては121ページか、資料の中でいくと31ページになります。

地域おこし協力隊の雇用についてです。

説明では、388万1,000円の内容は分かりました。

賃金と家賃などの、旅費も含めての使われ方ということと、あと、事業内容もここに記載されています。

そういった内容で、この協力隊がこの事業を担っていただけるという内容かというように思います。

そこで、以前にもこの地域おこし協力隊というのは雇用したことがあると思います。

それはたまたま私が加入している花の事業に携わっていただいたのですが、そのときは、期限が3年間というような期限があったのですが、今回の場合は、その期限があるのかどうか。

それとあと、その期限があったとして、また、期限がなくても、この人の採用が期限が終わったりなんかすると、今後の見通しとして、村としてはこの方をどのように育てていこうというような考えを持っているのかということですね。

そのことを一つと、次は、予算書では125ページかな、資料としては33ページになりますけれども、資材堆積場整備事業ですね。

これで318万円ほど予算が見ておまして、先ほどの説明もありましたので、内容的には何となく理解いたしますし、場所としては、今の41号であるということと、それと、これから出てくる庭木ですとか枝、落ち葉などを集積してそこに積むということの内容かと思えます。

それで、いつごろからこれが稼働されるのか。

そして、また、そこまで持っていく搬入方法ですね、搬入方法はどのように考えているのか。

その点についてお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長、お願いします。

○産業課長（尾野悟里君） はじめに、地域おこし協力隊の関係ですけれども、基本的には今回募集を予定しております観光振興推進員につきましても、国の地域おこし協力隊制度のもとでの運用ということになりますので、期限については3年というふうに考えてございます。

その後、村としてはという部分でございますけれども、基本的にその対象のなる方にもよるとは思いますけれども、今回地域おこし協力隊で求められるというところでは、観光事業の例えばコーディネート、あるいは観光事業の開発ですとかマッチングですとか、こういったところの業務をしていただくということで、協力隊の方の募集をしておりますので、協力隊の期限が過ぎた後も、ちょっと状況は分からないですけれども、実績があればそのまま村の観光事業に携わっていただける方法も検討していかなければならないかなというふうに思っています。

○議長（高橋和雄君） 成沢施設課長、お願いします。

○施設課長（成沢雄治君） 資材置き場の時期でございますが、今のところ6月ぐらいに工事を始めると、8月、9月ごろから利用できるような形という想定はしておりますが、できれば秋口の落ち葉、さらには、当然庭木だとかそういうものが多くなる時期には、堆積場を皆さんに開放できるようにというふうな形で整備をしたいというふうに考えてございます。

搬入方法につきましては、現在検討しているところですが、週1回程度、個人で運んでいただくというような形での開放をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 地域おこし協力隊については分かりました。

3年の期限付きで、その後は、その結果によって村が雇用していくという形を取るのか、それとも自立してもらってというのはこれからの選択になるかと思えますけれども、実は本当に、花事業で雇用した人は、ちょっともう3年終わったらおしまいとなってしまったので残念だったなということがありますので、そこら辺上手に育てるといえるのか、していただいて、観光協会の発展に尽くすような方法を取っていただければいいなというように思っています。

それとあとは、今の堆積場、落ち葉などの堆積場の整備についてなのですが、8月か9月ごろからはもうそこに、個人が持っていくというようなことだったので、個人が持っていくということ、本当は全部役場がやるということは大変なのですが、やはりお年寄りの方ですとか、そこまで持っていく手段のない人は本当にどうするのかかなと。

そこら辺が私としては問題ではないかなというように思いますので、そういった方に対してはどうするのか。

個人で持っていける方はいいです。

車があったり、枝についても、枝の長さとか種類とかに、これから規制があるのかどうか分かりませんが。

それと、あと落ち葉とか枝だけではなくて、雑草の処理したものも当然出てくると思います。

うちなどでしたら刈った芝の草ですとか、雑草を抜いた雑草ですとか、そういったことも受け入れられるのかどうか。

それともう一つは、堆積していきますと、2年か3年経ちますとそれが堆肥化されたり腐葉土としてなって再利用ができるような形になってくるのではないかと思いますけれども、そういった後の利用方法としてどのように考えているのか。

その点についてお答えください。

○議長（高橋和雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） まず、搬入の方法ですが、ちょっと答弁でもうちょっと詳しく話せば良かったかなと思うのですが、まず落ち葉対策の部分につきましては、公園のある落ち葉が多い公園につきましては、週1回、公園の落ち葉拾いを就労センターの方をお願いをするということで、平成30年から実施をする予定になっております。

その日に合わせて、その公園内に袋に入れた落ち葉を出していただければ、それは一緒に回収をするというような形で対応をしたいというふうに考えているところでございます。

また、高齢者の部分については、まだどういった形できるかは今後の検討になるかなということ、今この段階でこういった対応ができるという答弁にはならないと思いますので、これからちょっと研究等、状況も見ながら判断をしていきたいというふうに考えております。

また、雑草等につきましては、基本的には受け入れる予定をしていますが、例えば、家庭菜園だとかそういったところで出た残渣につきましては、それぞれの家庭で処理をしてほしいというふうに考えておりますので、あくまでも落ち葉、雑草、庭木等というような考え方でございます。

堆積場につきましては、今のところをまだスペースがありますので、広くして、ある程度堆積したら切り替えもしながら腐葉土が堆肥化できれば、それぞれ村民の皆さんに還元もしたいと思っていますし、枝等につきましても、昨年入れたチップーでかなりの量出ますので、そういったものも含めて、村民還元をすることによって、堆肥場が空く。

そういうような循環を考えておりますので、できればそういった形で対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 分かりました。

週に1回、この公園に持っていけば、その公園の落ち葉と一緒に処理をしてくれるということで、これは落ち葉だけでなく、先ほど言ったような雑草や何かも同じように受け入れてくれるということでよろしいのでしょうか。

それとあと、家庭菜園で出たものと雑草と区別するということが私はちょっと難しいのかなというように思いますよね。

家庭菜園でもやっぱり、例えば、トマトならトマトの苗を小さく刻めば草になるのですよね。

うちらもやっぱり邪魔になるとどうしてもそういうような場所がないときには、燃えるごみとして出すのですけれども、そのときにはやはり、雑草と一緒にその家庭菜園で出たものを短く小さく切って、同じように燃えるごみとして出します。

そういうことを考えると、そういうような形で出していただければ、私は雑草というような同じような考えでいいのではないかとというように思いますので、そこら辺は私の考えなので、どのようにお考えになるか教えていただければというように思います。

○議長（高橋和雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 今回の堆積場の整備につきましては、あくまでも我が村、美しい村連合に加盟をしたことによって、街の中、そういった部分を環境整備をして、みんなで村民協力の中で環境を整えていきたいと思いますというのがまず一つのねらいでございますので、そういったことを含めると、当然、葉っぱだとか道路際に生える雑草だとかもありますので、そういったものは村の方で受け入れをしていきたいと思います。

そのときにうちの中でちょっと生えた草や何かは、枯らして置いておいてくれば、運んでいってもそれほどの量にはならないかなというふうには思っていますが、あくまでも残渣の堆肥化ということでの受け入れを考えているわけではないということで、今回については、そういった部分について受けるという考え方がないということでお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 趣旨は分かります。

だけれども、やっぱりその趣旨については分かっているけれども、それが住民としては、そういうものではなくて、やはりそうやって落ち葉ですとか雑草ですとかそういうものが収集してくれるのだというような思いで、やはりそういうのを集積場所に持っていったり、公園に持っていったをお願いするというような形になるのかなと思いますので、そこら辺がちょっと何となく住民の理解というか、そういったことが必要かなというように、今聞いていて思ったのですけれども、私たちもやっぱり日ごろの生活の中で、特に私はお花をいじったり菜園をしたりということで、そういうごみは結構出るのでよね。

ですから、空いている場所に積み重ねておくということもあるのですけれども、やはりそれだけでは済まなくて、やはりごみとして出すということがあるので、そういった目的と住民が利用するときのちょっと気持ちの違いが出てくるのかなというように思ったので、そこら辺の、これから周知していくときには、その辺をちょっと説明きちっとしていただいて理解していただくということが大事かなと思います。

○議長（高橋和雄君） 意見として聴取させていただきたいというふうに思います。

そのほか。

7番中井議員。

○7番（中井康雄君） それでは、一つなのですけれども、札内川園地のフェンスなのですが、これは開園に間に合うように設置なされるのか。

それとも、まだはっきりその時期的には決まっていないのか。

そこら辺のことをちょっと、まずはお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） フェンスの工事の時期ですけれども、現段階ではまだ、いつということで、工事の時期を決めている段階では、今のところではないという状況です。

○議長（高橋和雄君） 7番中井議員。

○7番（中井康雄君） 去年も僕たちも公園の方へ視察させていただきましたけれども、やっぱり危険な場所はなるべく早く予防するというをまず、管理する者としては当然の義務かなと思いますので。

何かの事故があってからでは遅いので、ぜひとも、できれば開園までに間に合わせていただきたいのですけれども、それが不可能であれば、なるべく早く時期にできるように努力をしていただきたいというふうに思います。

札内川公園、台風でバンガロー等も流されたのですけれども、今後、それに替わるもの

も予定なされているのか。

また、札内川園地を今後どのように、村の観光の拠点といいますか、施設として整備をしていくことを考えられているのか。

そこら辺についてもお伺いしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） フェンスの部分につきましては、新年度早々に事業に着工できるように、園地、通常ベースでいくと4月末が開園というところになります。それに間に合うかというところはあるのですが、6月中旬ぐらいからバンガロー等の利用も始まりますので、早い段階で準備を進めていきたいというふうに思っております。

あと、園地の整備の部分ですけれども、昨年、5人用のバンガローが流出、あるいは災害により撤去した部分ですけれども、今検討しているのは、園地内を札内川のダムの管理用道路を、今、冬期間、道道の方が使えないというところもありまして、園地内を通りながら、札内川の左岸を通行できるとする方向で、今、開発の方が計画をしまして、園地内の道路についても、平成30年度に実施設計、31年度に工事着工を予定しています。

ルートにつきましては、レストハウス前辺りから、ちょうど、いわゆる西側の方に曲がりまして、テニスコートの周りを迂回、現状、俳句の碑も建っているのですけれども、その中を避けるように、迂回しながら公園内を走るという道路を、今、開発の方で布設の検討を行っています。

村としましては、その道路の布設に合わせて、今のテニスコート付近、あるいはそういったところに新たなバンガローを設置できないだろうかというところを検討しています。

また、使われていないレストハウスも、例えば、それを改修することで、間仕切り等によって部屋をつくることもできないかというものもありまして、検討をしまして、うちの方の時期としましては、その道路の布設時期に合わせて、バンガローの部分についても代替の部分を設置できないかどうか、30年度検討していくという考えでございます。

○議長（高橋和雄君） 7番中井議員。

○7番（中井康雄君） フェンスの方については分かりました。

なるべく少しでも早いフェンスの設置を期待したいというふうに思います。

園地の中、今、レストハウス等の話もありましたけれども、僕もあのレストハウス、いつまであのままにしておくのかなということがちょっと頭にあったものですからお伺いいたしました。

やっぱり、札内川公園、また、ピョウタンの滝というのは、昔から中札内の観光の拠点として位置付けられているものですし、やっぱりあそこは大事に、きちっと自然も守りながら大事に育てていかなければならないなというふうに思っていますので、ぜひとも中札内に来たら札内川公園、ピョウタンの滝に行ってみたいと思われるような、そんな施設づくりをできるように、これから整備されていくことを期待したいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいというふうに思います。

そのほか。

4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 私は今、中井議員のおっしゃったことと同じような質問したかったのですけれども、今、ご回答になられたのでよろしいのですけれども、1点だけ、フェンスの素材等々、工事はまだこれからということでもありますので、どのようなものをおられるのか、具体的にありましたらお聞かせをいただければと思います。

今現在は、鉄パイプにロープ張ってあるぐらいのものですけれども。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長、お願いします。

○産業課長（尾野悟里君） 現在はあくまでも簡易的なフェンスということで、スポーツの競技でよく使うようなネットみたいなやつを張っているのですが、今回、30年度に布設するのはあくまでも鉄製、ちょっと素材あれですけれども、永久的に、簡易的なフェンスではなくて、一度設置すればしばらく使えるということを想定した形で、園地のフェンス設置ということで660万円を見ているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 今お聞きしましたけれども、今まで何か、割と簡易的なものでフェンスが壊れたたびにロープを張ったり柵をしたりということでありましたけれども、今お聞きしましたら、永久的なものを、きちっとしたものでということであります。

ただ、あと、フェンスを設置する場所、今後、前回のような台風被害で地盤がこちらまでえぐられるようなそんなことは今の現状ではないかと思えますけれども、そのフェンスを設置する場所のこともやはりちょっと検討をして進めなければならないのではないかなというふうにも思います。

それともう1点、滝見橋のあったところも今、これで見ますと、向こう側にもフェンスがきちっとできるかと思うのですけれども、滝見橋、あれも台風の影響があったり、それ以前に老朽化をしていて取り壊しをしましたけれども、前も一度どなたかもお話がありましたけれど、あれに変わる何かもう少し滝に近づけて、滝をゆっくり見れる場所がということも何回かお話にはなっていたのですけれども、それは不可能ということでお話もありますけれども、何かその滝見橋のあった周辺をもう少し下りられるような形にでもなるのかならないのか。

その防御柵との関係もありますので、ちょっとお聞きしますけれど。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 滝見橋に替わる新たなピョウタンの滝の見れるポイントの部分についてですけれども、この部分についても、今回、村の方で観光振興基本方針の方をつくった際にも、委員の方からもご意見もいただいているところです。

それで、管理用道路の敷設に合わせて、例えば、今のレストハウスの付近に新たにビューポイントを設置する方がいいのか。

それとも、例えば、フォトコンテスト等で用いられるアングル、よく使われるアングルというのが、下からのアングルになるということもありますので、逆に下から滝を見るようなポイントを設置ができるのかどうか。

そういうのも含めて、その部分についてはちょっと検討、研究をさせていただければなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 12時になりました。

暫時休憩をしたいと思います。

1時から再開をいたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） 1時になりました。

午前中に引き続き会議を開きたいと思います。

6款農林業費、7款商工観光費、8款土木費の質疑を受けたいと思います。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 先ほど来、札内川園地、ピョウタンの滝の関係、2、3の議員からそれぞれ質問がありましたけれども、村長の公約にもあるとおり、ピョウタンの滝の魅力の再発信と、こういう公約でも謳ってございまして、議員でも去年かな、調査したところですけれども、先ほど来、話出ていたように、整備のことで2、3いろいろ出ていましたよね。

私の言いたいことは、何かそのときに整備計画かな、何かそれをつくって、これから計画に基づいて整備をしていきたいという、確かそんなことでなかったかなというふうに思いますので、その辺の整備計画と、併せて、まちづくり計画の実施計画を見ると、何点か計画組まれていますよね。

このとおりいくのかどうかもちょっと分からないのですが、そんな計画についてどのように捉えておられるのか聞きたいなというふうに思います。

それと、もう1点は、130ページになるのですかね。

これ直接関係ないと思うのですが、28年の台風10号の復旧の関係ですけれども、私も2、3質問したことあるのですが、元更別地区の更別川の河川の流出、橋脚等の流出もありましたよね。

これらについての復旧整備の関係です。

これについては、道管理ということで1級河川になっていると。

何かちょっと資料を見ますと、5.3キロメートルぐらい延長があるのですか。更別川がですね。

これらの30年度の復旧工事の状況が、北海道の方と連携しながらどこまで進むのか。

その2点についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長、お願いします。

○産業課長（尾野悟里君） 札内川園地の魅力発信に係る計画の部分ですけれども、今年度、中札内村観光振興基本方針というのを策定しました。

実際は2月にパブリックコメントが終わって、今、最終的な調整をしている段階ですけれども、その中で、札内川園地観光というところで、今後の具体的な取り組みの方針を掲げさせていただいています。

その中の一つが、まずピョウタンの滝というところがありまして、観光振興基本方針の中でもピョウタンの滝のイメージアップを図るために、インターネットを通じた映像のPR、あるいは、新たなビューポイントの検討ということで、振興方針の中に具体的な取り組みの方を記載させていただいております。

また、園地周辺ということであれば、先ほど話もありました自然派キャンパーの利用ニーズを把握した上で、宿泊施設、いわゆるバンガローも検討し、整備を行うということで、こういったところも振興方針の中に具体的な取り組みということで記載をさせていただいているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 更別川の28年度台風以降の関係でございますが、国から道の方に所管替えが平成28年の12月にございまして、道の方で河川の復旧作業行っております。

中札内村につきましては、平成30年2月、先月ですね、先月、28年台風10号の被害の復旧については完了しているということで受けております。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） まちづくりの計画の後期実施計画の中では、バンガローの設置、それと滝見橋に替わるビューポイントの設置というところを、今後の33年度までの計画の中で挙げさせていただいております。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） パブリックコメントにかけた観光振興基本方針、私も手元にあります。

まちづくりの計画もちょっとあるのですけれども、その基本方針の中では、先ほど来、質問あった関係みたいな深いものまでの整備方針というのかな、そういうところまでは深く入っていませんよね。

総論的に札内川園地のそういうものはこうやっていくよという方針は確かに謳われているけれどね。

私の言いたいことは、先ほど具体的な質問が出たようなことで、各論的に、では、まちづくりに出ている、例えば、バンガローだとか休憩所ですか、いろいろあるのですけれども、そういうものは何年の年に具体的にそれについては何棟どうのこうのするというそういう整備的な見えるような何か整備計画というのかい、そういうものをちょっと想定していたものですから、それを見ることによって、札内川園地についてはこういう形で復旧される、整備されるのかなというそんな期待していたものですから、あえて前に見えない、先ほど来質問あった状態でもボヤっとしているものですから、確認の意味でちょっと質問させていただいているので。

そういうものがないと思いますので、このまちづくりに出ている実施計画ですか。

今の段階ではこういう方針でやっていくというそんなことで終わるのか。

その辺はどうなのでしょう。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 基本方針の中では、確かに議員がおっしゃるとおり、バンガローを何基整備しますですか、あと、あるいは、バンガローをいつ整備しますというの、具体的な時期等も書いておりませんし、あくまでもビューポイントについても具体的なところまでは示して記載をしているわけではないのですけれども、一応、実施計画の中では、まちづくり計画、後期基本計画の実施計画の中では、一応年次的な張り付けで、31年度以降になりますけれども、ビューポイントの設置ですか、あるいは、バンガローの移設の部分も検討しているというところで、一応、今現段階で園地の体制の中で検討している部分は、その二つの部分、大きくはその二つの部分なのですけれども、この部分については、一応、後期計画の中で整備したいという方向では考えております。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 何人かの議員言われているとおり、ピョウタンの滝、札内川園地については、本当に観光のポイント地でありますので、ぜひ、整備をしてもらいたいというふうに私も思います。

よりまして、単年度で全部整備できないものですから、計画的にやっていかないとなかなか到達しないという意味で、再確認の意味で質問しているのですが、財政も大変ですけれども、許す限り、このまちづくりの実施計画に基づいた形で、さらにいいものの形の

札内川園地にしてもらいたいなというふうに思います。

それと、元更別の更別川の関係ですけれども、私特に去年の夏かな、夏かそれ以降は見えていないから分からないのですけれども、今の答弁聞きますと、復旧工事は終わったということで、あそこ、黒目さんのところの橋もありますよね。

それらもきちっと整備されたという、そんなことでよろしいのですか。

○議長（高橋和雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 橋の方につきましては、黒目さんのところに架かっている橋については、基本的に壊れたということではないということでございますので、実は、更別川につきましては、拡幅ということで道の方には要望しているところです。

例えば、その要望が受け入れられ、拡幅があったときには、黒目さんの橋の架け替えだとか、そういった部分が発生するのかなというふうには思っておりますが、その部分が解決していかないと、黒目さんの橋については、現状、今架け替えをするという形にはならない状況でございます。

ただ、更別川、流末ございますので、やっぱりそちら側から直していかないと中札内側だけが広がって流末が狭いということになると飲み込めないという部分もありますので、そういった部分については、調整にかなり時間がかかるかなというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 私も最近、先ほど言いましたとおり、再確認していない状態でちょっと質問するのもあれだったのですけれども、そうしますと、元更別地区の受益の何戸がございましたよね。

そこはコンタクトというか、きちっと取られる中で一応整備が終わったというそんなことでよろしいのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 今回、被害を受けている部分については、河川敷地内ということでございますので、そういった部分については、平成30年2月までにそういった部分の護岸等の復旧が終わったという状況でございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 私が聞いているのは、工事は終わったということは分かりました。

そのことを付近の人にいちいち許可取ってということにはならないと思うのですけれども、地元の人として要求事項もいろいろあるのでしょうかから、その辺の意向も踏まえた上でこの工事が終わったという解釈でよろしいのですかという、そういうことを聞いているのです。

○議長（高橋和雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 受益者と言いましょうか、近隣の農家さんにこういうふうな形で終わりましたということの確認はしてございませんので、そういったところに対して理解されているかというところの確認までしておりませんので、そういった部分、今の状況の中では、私の方からはしたというお答えができない状況であるということでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それは事前の話も全然していないということなのでしょうか。

確認させてください。

○議長（高橋和雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 確認はしていないので、想定で言う話になってしまうと思いますが、基本的に河川敷地の工事でありますので、復旧については、状況について地権者に話はしていないとは思いますが、ただ、工事に入るときには、必ず業者さんの方は必ず地権者の方に工事に入るとのお知らせはしているというふうに確認しておりますので、そういった部分での情報提供はされているというふうに思っているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） いずれにしても道営事業になりますから、細かくはそういうことになるのでしょうかね。

村として、やはりあそこで被害が起きた。

ここについてはこうしてもらいたいというやっぱり要望があるのですね。

よって、道の事業でこういう形でやるよということも含めて、そのときに河川敷地でしようけれども、その近隣の受益者から、特に要望等があれば、村として北海道の方にまた要求していくというのが村のあるべき形だと思うのですよね。

ですから、工事を始める前、後については特にやっていないということも話は分かるのですけれども、やっぱり受益を受けるのが一番、近隣の人ですから、これからいろんな事業が始まると思うのですけれども、道営事業であっても村として情報があれば、それなりにやっぱり受益の方にお話をして、受益の人も理解する中で工事が完了したという、そんなことが基本でないかというふうに思いますので、私も何回も聞くのですけれども、そこら辺の考え方については、どんなものでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） まず、河川の関係ですが、最初にも話したように、拡幅について河川をよくしてほしいということでのそういった地権者の要望があるということで、道への要望については、これまでもしてきているところでございますので、道についてはそういう要望をしております。

今、黒田議員がおっしゃったように、地権者へそういったきめ細かな報告だとか、そういった部分につきましては、今後、確認をして、していないということになれば、そういうことに努めていきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） それでは4点ほどまとめて質問させていただきます。

執行方針の中にあつたのですけれども、地域担い手育成の方で、本年度新たな取り組みとして、スマート農業の調査研究に取り組むということが謳われていたのですけれども、初年度ですので、今年については調査段階で終わるのかなというような予想もしているのですけれども、このスマート農業あたり、他町村辺りの動きを見ていると、なかなか自分たちだけでは取り組めないような状態なのかなというふうに思います。

隣の川西さん辺り見ていると、やっぱりソフトバンクですとか、また、ベンチャー企業と一緒にあって、農家さんが一緒にあってやっぱり取り組んでいっているような動きがあるように思います。

また、隣の更別村さん辺りもやっぱり大変なことになると一緒にあって取り組んでいると思いますので。

そういったいろんなデータを集めてもなかなか分析やら解析が難しいと思うので、なかなか個人での取り組みというのは難しいと思うので、やはりそういった企業やらベンチャー企業との連携した取り組みというものが需要ではないかなと思うのですけれども、その点どのようにお考えになっているか、1点目お聞きします。

それと2点目ですけれども、これも執行方針にあったのですけれども、今回、大規模育成牧場の指定管理者の取消しの申し出があったということが述べられておりました。

これ、5年間の指定管理者の契約だったのですけれども、これは5年待たずにして中間での取消しもあるというふうに理解をしていいのか。

その辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

今、多分、農協さんやら酪農の方と協議中だとは思っているのですけれども、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それと、三つ目は、これも大規模牧場ですけれども、予算の117ページにあります発情検知器ですか、これの導入860万円ほど見られているのですけれども、これの導入にあたって、酪農家さん辺りの話を聞くと、畜産クラスター事業ですか、これに乗って入れたというような話もあるのですけれども、村の方としてもそういった補助事業等に乗ることはできないのかなということをお聞きします。

あと、4点目ですけれども、これも大規模牧場ですけれども、飼料の保管庫の設計委託が初日の補正予算で繰越明許費で上げられました。

この保管庫ですけれども、多分自分の記憶の中にあるのでは、普通の農家さんにあるかまぼこ型のような倉庫だったような気がするのですけれども、こういった軽量的な鉄骨づくりの倉庫であれば、地元の業者さんで何とかできるような、地元の建築業者やら鉄工所さんでもできるような建物ではないかなというふうに思うのですよね。

その辺、どういった設計ができてくるか分かりませんが、そういった軽量的なものであれば、何とか地元の業者さんに入札をするようなことはできないものか。

その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

以上、4点お願いします。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 1点目の地域担い手協議会での取り組みの関係ですけれども、12月の一般質問の答弁でもお答えさせていただいたとおり、基本的に協議会の取り組みとして、30年度、研究に、初年度ですけれどもやっていきたいというふうに考えております。

具体的なところ、まだ詰めてはいませんが、一応、現段階では、ドローンですとかそういった業者にも実際に来ていただいて、デモ飛行ではないですけど、具体的にこういうことができますよというのを、例えば、現地で実際にやっただくですとか、初年度はまずはそのぐらいのところから始めていければなというところで、現在は考えているところがございます。

2点目の大規模草地育成牧場指定管理の関係ですけれども、執行方針の方でも書かせていただいたとおり、2月16日付けで、現在の農協さんの方から指定管理の解除の申し出というところがあったところがございます。

この部分につきましては、3月7日に開催しました牧場運営審議会の方でも、こちらの方の指定解除の申し出があったということはすでに報告をさせていただいておりますし、今後、酪農家さんともその辺の話をさせていただかなければならないかなというふうに思

っておりますけれども、基本的には解除の申し出ということで、今回、農協さんからは受けておりますので。

もちろん結んでいる協定についても、双方申し出により解除することができるという規定もございますので、基本的には、解除の時期等については、まだ詰めている状態ではございませんけれども、協定期間内の解除もあり得るということで、基本的には考えているところでございます。

3点目のクラスター事業、発情検知器に係るクラスター事業ですが、基本的にクラスター事業の機械の購入に対する助成につきましては、地方公共団体が実施主体の場合は、クラスター事業の対象外ということになります。

現行、今、予算上は委託料の中に盛り込んでいまして、基本的に農協さん、実際、指定管理を受けている農協さんの方で発情検知器を購入して、その場合、基本的に国の方のクラスター事業の方には該当するということになりますので、一応、そういう形で、クラスター事業の手を挙げていることは今挙げている状況にはありますけれども、かなり優先度は低いのかなというところで、採択のちょっと優先度からすると、ほかのところの機械、リース機械等もございまして、公共牧場の部分については、ちょっと優先度が低い場合もございまして。

最後、飼料保管庫の部分でございまして、現在予定している飼料保管庫につきましては、もともと今の牛舎のところにございましたD型と同じ規模の340平方メートル程度の飼料保管庫の方をつくるということで計画しておりますけれども、倉庫の場合、100平方メートル以上になりますと、基本的に建築基準法の確認申請が必要な建物ということになります。

それで、例えば、D型のような、もとあったD型を同じように設置をしようとする、確認申請が取れないという、強度計算ですとかいろんな部分もございまして、確認申請が取れないということで、今回3月補正において実施設計で、基本的には鉄骨の片屋根ということ想定して、今現在、実施設計の委託の予算の方を計上させていただいているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） スマート農業については、今年、ドローンあたりを使つてのデモンストレーションといいますか、そういったことをやってみたいと。

災害の方でも多分ドローン1台購入する予定になっていたと思うので、そういったこともできるのかなと思います。

ぜひ、今後の進め方としては、やっぱりそういった業者との連携あたりもちょっと考えていっていただければなというふうに思います。

あと、指定管理者の件ですけれども、なかなか農協さんが辞めた後、引き受け手というの難しい話になってくるのかなと思うのですけれども、やっぱり空白の期間を設けるわけにはいかないの、やっぱりどこかにお願いをしていかなければならないと思うのですけれども。

この取消しの申し出なのですけれども、組合員あたりに配られた文書等を見ますと、牛舎等の建物について、ちょっといろいろ書かれていたのかなというようにもございますし、また、違うところでは、何か発情を見極めるのが大変だということで、職員がなかなか育たないですとか、そういった人の面でのことも聞いた記憶もあるのですけれども、その辺の取消しの理由というのですか、差し支えなければお話をいただきたいなというふうに

思います。

あと、発情検知器については分かりました。

あと、保管庫ですけれども、やはり大規模草地の辺、どうしても雪が多いところなので、ある程度しっかりした建物でなければまずいのかなというのも分かります。

ただ、かなり村内の業者の中でも、いろいろな農家の倉庫類ですとか、かなりの鉄骨でたくさんつくっている業者もあると思いますので、その辺も考えて、図面ができれば、あとは業者さんはそれに合わせて材料調達してつくるわけですので問題はないと思うので、できればそういった、そんなに金額の大きく張らないようなものについては、地元の業者でできるところは任せていけるような進め方ができないのかなと思ってちょっとお聞きしました。

○議長（高橋和雄君） ご意見の方が多かったと思いますが、大規模牧場の取消しの理由ですね。

その辺をどう見ているかということをお答えしたいと思います。

山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 現指定管理者である農業協同組合さんの方から、解除の申し出があった経過については、先ほど、尾野課長の方からお答えさせていただきました。

基本的に申し出については、いつまでということでの文言はございませんでしたので、当然、本村としては、現受託をいただいている農協さんに対して、せめてこの協定期間内、これは32年度末、つまり33年の3月31日までの期間、何とか契約を継続してほしいという旨の打診はさせていただいたところであります。

ただ、理由としてまず挙げられているのが、受託をして事業をこれまでやってきた中で、職員がなかなか長いスパンで育っていかないという、農協さんの大規模の方にかかる体制がなかなか整わないと。

その一つとしては、宮部議員もおっしゃられたように、その長く続かないことでスキルがなかなかアップしていかないと。

そのことが結果的に牛の発情の状態を確認したりだとか、慣れてきて実際に分かるようになるまでにいかずにどうしても人が変わってしまうと。

なかなかその辺の体制がどうしてもうまくいかないのだと。

結果として、発情の機を逃してしまったり、そのことで預けておられる酪農家さんに、結果的には迷惑をかけるような状況も生まれてしまうということが第一義的な理由でございました。

最初の段階のご質問にもあったとおり、32年度末が協定期間の期限になっております。

ただ、その体制を継続できないまま受託するわけにはなかなかいかないということがございますので、32年度末の協定期間とは言いながら、村としてはそれよりも早い段階で次の相手先を見つける術を研究しなければならないというところに至っているわけがございます。

村としても、酪農家さんに結果的に迷惑をかけることにはなりませんので、つまり空白期間という意味では。

そういう面では、酪農家さん主体で、例えば経営ができないかだとか、いろんな経営の勉強を今産業課の方を主導にしながら勉強会を立ち上げてやっている最中がございます。

農協の方には、確かに32年度末まではというお話はされていますけれども、できるだけその空白期間を生まず、酪農家さんに迷惑をおかけしないという点では一致していると

いうふうに思っておりますので、その引継ぎの時間も含めて、ある程度の時間的余裕を打診しているところでございます。

それと、飼料保管庫の契約の関係でございます。

先ほど、尾野課長の方から答弁させていただいたとおり、確認申請を受けることができる状態の建物でなければならないというのが第一義的にありまして、例えば、それが農村地域で申請が上がらなければ、確認申請の手続きは端折っていいとかそういうことには村の公共施設ではないわけで、結果的にそれに対応することができる建物でなければならないというところがどうしても付くわけです。

そのことで、29年度末の3月の補正で設計費を計上させていただいたと。

単純に考えますと、D型ハウスなりどこでも、例えば、2棟必要であれば2棟分というような感覚にはなるのですが、結果として村がそこを破るわけには当然いきませんので、設計費を組んで、その設計に基づいた建物を建てざるを得ないというのが実態でございます。

ということは、新年度に入ってからその設計を受けた金額を、補正予算で計上して工事請負ということになるわけでございます。

その段階、工事請負の金額、その設計金額にもよりますけれども、基本的には入札という行為で発注をしなければならないこととなりますので。

それなりの理由がなければ随意契約に持っていけないということがありますので、基本的には入札というスタイルを取らざるを得ないだろうと。

ただ、金額によって、そのランクについては、指名をしている業者さんの中からということになりますから、指名競争入札主体でやっているということがありますので、その場合については、そのランクに、請負予定価格に相当する業者さんの中から指定をすることになりますから、これまでの入札のスタイルも含めて、村内の業者さんが入ることができるランクであれば特に問題なく、その入札の指定の枠の中には入ってくるのかなど。

ただ、方法としては、単純に頭から随契というわけにはちょっといかないのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 大規模の件に関しては、ある程度分かってきました。

どうしてもやっぱり、農協の職員といえどもやっぱり事務系の方が今まで現場に行ってやっていくということもあったので、なかなか本当に発情などを見極めるといのは、経験もいりますし大変なことだったのだろうなというふうに思います。

そういう意味で、今回、発情検知器あたりを導入されるということは、ちょっとそういったやっていく人においては非常にいいものではないかなと。

非常に酪農家の皆さん方の評判もよろしいので、これを導入するという点に関しては、非常にいいことだなというふうに思います。

何とか牧場の指定管理の方も、なるべくスムーズに引継ぎができるようにご努力をいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお伺いをしておきたいというふうに思います。

そのほか。

3番黒田議員

○3番（黒田和弘君） 2点ほどお願いをいたします。

午前中にも話出ておりました地域おこし協力隊制度を活用した専任職員1名の配置とい

うことで、ちょっと私も期待をしているのですが、話によりますと、応募がなかったということなので、応募がなかったという理由もちょっと分からないわけですがけれども。

一つには、賃金かな、ここら辺が安いので、なかなか都会の方から、今、人不足の折り、行ってやってみようという人がいないのではないかというふうに私もちょっと感じられますのでね。

そういう要因があるとすれば、ここら辺、制度として特別交付税の制度や何かもあるわけですから、ぜひ、それらも含めて、専任職員1名を採用して、観光事業の体制を強化していくと、ぜひそんな観点に立っていただきたいというふうに要望をいたします。

それと、134ページの公営住宅改修工事の関係ですね。

これについては、長寿命化計画ということで、平成25年の2月に計画をしているかなというふうに思うのですが、泉団地、中札内団地、元札内、特公すずらん団地という四つの団地を整備するという、資料を見るとそういうことですよ。

それで、聞きたいのは、それぞれ年次計画があるのですけれども、これらが計画どおりな形での団地の整備になっているのかどうか。

特に、特公すずらん団地の2棟については、ちょっとその計画を見ると、見当たらなかったのですが、そこら辺、計画どおりではない部分もあるのかなというふうに理解します。そこで、そこら辺を聞きたいのと、それぞれ4団地の整備内容というのかな、工事内容というか、その辺、概略どの辺を整備するのか教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） まず、団地の計画ですが、平成25年に作成したものからは、結構変更がこれまでもあるということで、この間の議会の中でも、変更についてはお知らせをしているところであると思いますが、今回、特公すずらんにつきましては、平成27年に当初予定をしていたものが、平成30年へ移行をしたというものでございます。

あと、細かく申し上げますと、泉団地につきましては、計画どおり進んでいるところですが、あけぼの団地については、当初計画より遅れているというような状況です。

平成28年から30年を予定していたものが、32年から34年へ移行しているところでございます。

また、中央団地につきましても、29年に予定していたものが、33年へ移行してございます。

さらに、中札内団地につきましては、若干前倒しで、今、空き住宅を利用しながらストック改修ができるということで、中札内団地につきましては、1年前倒し、29年から計画を進めているところでございます。

あとは基本計画に定めた内容で現在進んでいる状況でございます。

村営住宅の改修の内容でございますが、まず、泉団地、中札内団地、元札内団地におきましては、屋根の塗装、玄関ドア、給湯ボイラー、換気設備、ユニットバスによるお風呂場の整備。

特公すずらんにつきましては、内部修繕は行いませんので、外部塗装、車庫屋根の塗装、屋上防水と屋根の塗装ということで計画をしております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

よろしいですか。

ないようですので、次に進ませてもらってよろしいですか。

それでは、農林業費、商工観光費、土木費についての質問は終わらせていただきます。

それでは、教育費に入る前に、9款消防費に入りたいと思います。

136ページから140ページまで、概略説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 9款消防費の概要についてご説明いたします。

予算書の136ページをお開きください。

十勝広域消防事務組合負担金は、1億4,812万8,000円と昨年より増額となっていますが、これは平成32年度5名当務体制に向けての人員の増などによるものでございます。

138ページ、災害対策費、説明欄、委託料の全国瞬時警報システム受信機等設置更新は、Jアラートの受信機と自動起動装置の更新を行います。

備品購入費の67万6,000円は、ドローン1機と非常用トイレなどの購入を行ってまいります。

ドローンの操縦については、職員に対して講習を行う予定で、前のページに講師謝礼8万円程度を計上しております。

ドローンの活用につきましては、防災だけではなく、観光素材の撮影や、先ほど質問ありました農業への活用も行ってまいりたいと考えております。

138ページ、非常備消防費は、消防団員の報酬や費用弁償などで5,744万9,000円を計上しております。

昨年度から比べますと、4,000万円以上大幅な増加しております。

これにつきましては、上札内に配備されている昭和63年導入、消防車両の更新によるものです。

費用弁償につきましては、団員の定期訓練、演習などによるものでございます。

以上で9款の概要説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 136ページから140ページまでの消防費についての質疑を受けたいというふうに思います。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 2点について伺います。

執行方針で、北海道と市町村等との職員交流要項を活用した道職員の受入れを30年度から2年間行って、防災など暮らしの安心安全に係る業務の充実を図っていくということと述べておりますけれども、言ってみれば、道の方から2年間、本村に交流で来てもらって、うちの方から2年間北海道の方に派遣するという、こちらからも行くという考え方でいいのか。

恐らくそうだと思うのですが。

それと、具体的に北海道の方から職員が来たときに、安心安全に係る業務の充実ということですから、具体的にどのような仕事をするのを期待されているのかなど。

そこら辺を説明していただきたいと思います。

それとあと、ドローンの関係、お話出ましたが、私もあまり知識ないのでけれども、職員が果たして、何日ぐらい講習受ければ簡単に飛ばせるようになるのか。

そこら辺の度合いについて、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 北海道との交流職員についてご説明申し上げます。

今回は北海道の交流職員の要項に基づきまして、派遣を受けることといたしました。受ける期間は2年間です。

ですから、過去は相互交流等ございましたが、今回は受けるだけになります。

昨日、北海道の方で内示がありまして、北海道から中札内村に来る職員も決まりました。

当初、主査職程度をお願いしたのですがけれども、派遣される職員は主幹級職員が中札内村に来ます。

派遣要請したわけで、派遣要請についてはうちの方の業務についても、このような業務をやっていただきたいということで申し込みをしております。

その内容につきましては、提案趣旨に記載したとおり、地域の安全安心を守るために、主に防災を中心に業務に取り組んでいただきたいと考えております。

ドローンにつきましては、購入して10時間程度の実技等が必要となっております。

その講習につきましては、一般的な講習を受けるほか、自分で実施すればある程度操縦できるという申請を国土交通省の方にできるようになっております。

村としましては、ドローンを購入しますので、職員、大勢、二桁の職員数はこの受講をしていただいて操縦できるようになっていただきたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 大体分かりました。

分かりましたけれども、職員交流のこの主幹クラスという部分は、人件費や何かについてはどこかで計上しているのか、道の方で持つのか。

その辺教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 今回は派遣という形になっていきますので、人件費につきましては道の方で見るようになってございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） Jアラートについてちょっとお聞きします。

このシステム更新ですけれども、今までのものはかなり古いものだったということでの更新なのか。

それと、新しくなることによって、今までのシステムにないものあたりが、装備が充足されたものになるのか。

その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（高橋和雄君） 川尻総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（川尻年和君） 今、質問あった件にご回答します。

まず、現在のJアラートについては30年度をもって使えなくなります。

よって、30年度中に購入をしなければならないというような状況になります。

併せて、更新にあたって、処理時間の短縮、今まで、例えば、昨年ですと8月29日、そして9月15日に北朝鮮から北海道を通過するミサイルが飛びましたけれども、それを処理する時間が概ね10秒、発射されてから10秒程度かかっている状況なのですけれども、それが1秒ないし2秒に短縮されるということですね。

それと、現在のものは、処理能力が大分、今の状況では気象とかそういった部分に対応が遅れていまして、そういった部分で更新するような必要が、容量がもう足りなくなってきたと、そういうような状況があることから、今回、30年度をもって廃止して、31年度

から新しいものに更新していなければならないということになります。

財源なのですが、受信機に係る部分については、緊急防災減災事業債を利用して更新はしているということになります。

併せて、自動起動装置については、単費になりますけれども、こちらの部分に関しましては、各町村、Jアラートから、うちであれば防災行政無線というものがあります。

これに連動するような形になっておりますけれども、他町村ではそういう防災無線を設置しないとか、そういうところもありますので、この部分については、各町村まちまちな状況がありますので、その自動起動装置の分については、起債対象にはならないというような状況になります。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 防災対策のところで、今、Jアラートの更新の内容については分かりましたし、うちの場合は防災無線があるからそれにつなぐという方法も取られるということでありました。

その内容は分かりましたけれども、ほかの事業内容で、防災備蓄食品を購入したりというような内容が書かれておりますけれども、今まで備蓄していた食料品の消費期限とか、賞味期限というのはそれぞれあると思いますよね。

それはどのような、今まで活用されてきたのかということの一つお聞きしたいのと、今年、今までも防災訓練など住民を対象にしてやっていたかなと思いますけれども、あまり私も参加したことが、ここ1、2年ないのですけれども、今年はどのような訓練をされるのか、しないのか。

その2点についてお願いします。

○議長（高橋和雄君） 川尻総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（川尻年和君） 今の質問に回答したいと思います。

まず、食料の関係でございます。

今回、予算計上している部分につきましては、いざというか、避難をしたときに即対応できるような形で、主要公共施設に配置する分を予算計上しております。

現在の食料については、体育館の倉庫を使って備蓄しているのですが、その部分については、物によって違いますけれども、3年なり5年というような形で、そういったものが保管してあります。

そのほか、例えば、保健センターとか文化センター、そういう主要の施設にあらかじめ設置しておく。

いざというときにすぐ使えるような形で食料を保管しておくというような形で購入を考えております。

それと、訓練です。

訓練につきましては、昨年、平成29年度においては、訓練は実際に行っておりません。

9月1日が70周年記念事業がありまして、いわゆる9月1日が防災の日ということで、過去には9月1日にそういった訓練を行ってきている経緯があります。

去年に関しては催事があったということで、その辺では行っていませんけれども、実際に防災研修ということで、PTA連合会の協力を得て、清水町の水害状況の報告を受けて、中札内はどうするといったPTAを集めての研修やら、そのほか、中学校で避難所ゲーム

ということで、青少年がそういったゲームを通じて、避難に対する意識の向上という形で研修を行ってきている経緯があります。

来年度につきましては、地震を想定して、昨年の12月に千島沖地震、マグニチュード8.8でしたか、そういった形で大きな地震がこれから30年間に7%から40%の確率で起こるといような形で示されました。

これを受けて、地震の防災訓練を計画をしております。

そのほか、9月1日には、住民も交えて、防災の日を利用して避難訓練、そういったことを取進めていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 私の聞いたのは、備蓄品はあるのは分かっています。それぞれの場所に。

それはそれぞれ期限切れになると思うのですよ。3年、5年。

そうしたときの期限切れになった商品、食べ物ってあると思います。

それをどのように活用しているかということをお聞きしたかったのが、答えがちょっと私と食い違ったかなというように思います。

それとあと、今年は地震に対する訓練を行うというようにことだったので、住民に参加いただいてやるということであったのですけれども、具体的にどのような内容でその訓練をしようとしているのか。

住民を対象としても、前々回、私28年ぐらいたったかなと思って参加したのですけれども、防災組織のある人たちが中心となって、防災訓練をして、あとは自由参加で住民もしてくださいよというような呼びかけでやったような記憶がありますけれども、そういう具体的な内容が今決まっているのであれば、そういったことが分かればいいなと思って質問したところなのですけれども。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 村の備蓄食料の関係ですけれども、3年から5年、もしくはそのほかにもロングラン、15年とかあるのですけれども、3年から5年の食料の活用の方法としては、これまで防災訓練等食料を提供して行っていましたので、そのときに期限来るものについては活用しております。

主な活用はそのような形です。

平成30年度の訓練の関係ですけれども、これまでは、村内の団体、自主防災組織を組織している団体、もしくは、ほかの団体等に声掛けているのですけれども、そういう形につきましては、過去2年間、28、27とやってきておりますので、今度はある程度ワンランクアップして、ほかの期間も交えた中で取り組めればいいかなと思っています。

まずは具体的に、この期間含めてやるということは決めてはいないのですけれども、9月1日防災の日ですけれども、その日が出づらい日と可能性もありますので、祝日、休日等を使ってやるのが一般の人が一番出やすいと思いますし、そのような日に設定するのか。

そこら辺を含めて、意見を聞きながら、なるべく多くの村民に参加してもらって、有意義な防災訓練を実施していきたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 防災訓練の内容については何となく分かりましたし、これから具体化されたら住民に知らせて参加を呼び掛けるということがこれから進んでくるのかなというように想像いたしました。

それで今、期限切れになった食料品については、防災訓練のときに大体皆さんに、参加してくれた人たちに配っていたというのは、私もいただいたことがありますから、そうかなということが思いますけれども、この量というのは、結構あるのではないかなと思うのですよね。

配っただけでは、まだ残っているというようなことが考えられるのですが、それはそのとき、防災訓練のときに参加した人たちだけで全部配って処理はできているのか。

それとも、残っているのであれば、その残っているものをどういような、捨てているのか、それとも違う形で活用しているのかということがちょっと気になるので、そういった点をもう一度お願いします。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 備蓄している食料の食数ですけれども、おおよそ必要な食数として、村民すべての分を備蓄しているわけではございません。

200人で3食二日間ぐらいということ想定をしまして、それでおおよそ1,200食になります。

この1,200食につきましても、消費期限、賞味期限が1回に来るわけではなくて、年度年度に分けて購入しておりますので、一遍に廃棄になるということはありません。

先ほど申したとおり、そういう期限の近いものは活用する。

そして、活用しきれなかったものは、参加した方に持ち帰るという形、そういうことをしておりますので、廃棄しているとかそういうことは今まではありません。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

消防費終わってよろしいですか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 先ほどの防災訓練のときに、Jアラートで、無線放送でJアラートがビーッと鳴って知らせられたと、去年は2回ほどありましたので、そのとき、住民がすごく驚いたということがありました。

私もいろいろなサークルに行ったときに、もうびっくりして飛び起きたというようなことがあります。そのときに、やはり防災訓練や何かのときに、ああいう非常的なJアラートのベルが鳴ったときにはどうしなければならないかということも、そういう防災訓練の中で、そのときの対策というか、そういうようなことも皆さんに話して、そういうことへの理解をいただければいいのかなというように思ったので、ちょっと付け加えさせていただきました。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいというふうに思います。

大体いい時間になりました。

20分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時19分

○議長（高橋和雄君） 皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

9款の消防費が終わりましたので、10款教育費に入りたいと思います。

ページは140ページから171ページになります。

概要説明を、高桑教育次長、お願いをいたします。

○教育次長（高桑浩君） 10款教育費の予算概要について、予算書及び予算に関する資料により説明させていただきます。

はじめに、教育費総体では7億1,794万3,000円の予算で、前年比64%の増、一般会計に占める割合は15.8%であります。

まず、141ページをご覧ください。

説明欄上段の事務局費の教育施設煙突アスベスト飛散防止措置調査19万8,000円は、上札内小学校、中札内中学校、交流の杜の3施設につきまして、平成27年度に調査してから3年目になるため、再度状況を調査するものであります。

144ページをお開きください。

説明欄上段の教育振興費の特別支援員報酬は1,174万2,000円で、前年よりも一人増員し、5人分を計上しています。

146ページをお開きください。

説明欄上段、扶助費401万2,000円は、小中学校準要保護世帯の学校教育に係る負担の一部助成を行うもので、平成31年度入学児童生徒の入学準備金の前倒し支給分についても計上しております。

151ページをお開きください。

説明欄下段、学校給食業務費で、需用費の消耗品費には、食器類の更新、約280万円を計上しております。

152ページをお開きください。

説明欄中段、中札内小学校管理費の修繕料331万円の主なものは、共通して小中3校、交流の杜も行いますバスケットゴールの落下防止補強のほか、給食搬送エレベーターの電気系統修繕、機械室のポンプ更新などを行うものです。

153ページ、説明欄下段、中札内小学校教材費で、コンピューター借上料15万6,000円は、小中3校とも学校パソコンの外部とのセキュリティ強化対策のためのリース料をそれぞれ計上しております。

その下段の備品購入費81万3,000円の主なものは、大型液晶テレビ2台、図工室の工作台などを購入するものです。

154ページをお開きください。

下段、中札内小学校一般経費で、一般備品178万7,000円の主なものは、行事用の椅子50脚、会議用テーブル、ピアノ運搬台などを購入するものです。

157ページをお開きください。

上札内小学校一般経費ですが、一般備品117万円は、移動可能なPAアンプセット、体重計などを購入するものです。

158ページをお開きください。

中札内中学校管理費で、修繕料190万3,000円は、渡り廊下、体育館非常口、屋外部室トイレの建具の取替えなどを行うものです。

159ページ、説明欄の一番上、体育館トイレ改修工事、金額は前のページになりますが、184万7,000円は、体育館トイレを洋式化するものです。

下段、中札内中学校教材費の教材備品76万7,000円は、バレーボールネットの支柱、柔道着のズボン、理科の各種実験機器等を購入するものです。

160ページをお開きください。

中札内中学校一般経費ですが、説明欄中段の一般備品61万円は、技術室の角椅子などを購入するものです。

165ページをお開きください。

下段のプール備品77万8,000円は、衣類乾燥機、プールクリーナーを購入するものです。

170ページをお開きください。

文化創造センター管理費ですが、説明欄の一番下、屋上防水補修工事1,475万5,000円は、屋上の防水工事は昨年引き続き、3年計画の2年目として行うものであります。

171ページ、説明欄上段、備品購入費40万8,000円は、研修室の椅子とその台車を更新するものです。

次に、黒ナンバー18番の予算に関する資料により、新規事業を中心に説明をさせていただきます。

37ページからが教育委員会関係の事務事業説明書になっています。

上段の通学費等助成事業216万円は、新たに高校生の通学費及び下宿代の一部を助成するもので、準要保護児童生徒就学援助に該当する世帯を対象とし、補助率は2分の1以内、限度額は月額1万5,000円としております。

38ページ、下段の英語検定補助金です。

34万5,000円を計上しておりますが、本年度から英語教育を重点施策として推進するため、英語検定を受験する小学校から高校生までの児童生徒に対し、受験料を助成するものです。

39ページ、上段、教職員住宅建替え事業2,583万6,000円は、中札内中学校校長住宅を改築するもので、既存住宅の解体撤去、カーポート、物置、外構工事を含んだ金額となっております。

40ページ、上段、外国語指導助手配置事業462万6,000円は、平成32年度から小学校5、6年生の外国語事業、3、4年生の外国語活動の導入に対応するため、移行期間が始まる本年4月から常勤のALTを配置するものです。

41ページの下段、厨房備品購入1,648万1,000円は、システム洗浄機を更新するものです。

42ページ、上段、上札内プール跡地緑地整備工事675万円は、上札内プール跡地に張芝で緑地を整備し、隣接する公園と一体的な管理を行います。

下段、村民プール管理委託761万5,000円は、プールの管理運営と水泳教室等を一括して民間委託しようとするものです。

開館期間は昨年より6日延長し、122日間で計画しております。

43ページ、上段、多目的運動施設整備工事1億5,956万円は、旧中札内プールを改修して屋内運動施設を整備するもので、併せて、診療所駐車場南側に屋外ゲートボール場3コートを整備するものです。

特定財源として、屋内運動施設に係る事業費の90%を公共施設等適正管理推進事業債を充当する計画です。

下段、キッズイングリッシュ事業20万1,000円は、新たに小学生を対象として、外国人による英語体験活動を実施するものです。

44ページ、下段、文化振興奨励事業900万円は、村民団体が実施する文化振興奨励事業に300万円、アートのまちづくり事業に600万円を計上しています。

アート事業では、昨年に引き続いての武蔵野美術大学との連携事業、旅するムサビ in 中札内村のほか、昭和音楽大学のサークルとの連携事業、音楽の楽しさを共有する音育事業、道の駅や文化創造センターで開催する小さな町の花と絵のある音楽会などを計画しております。

45ページ、下段、音響照明及び図書館業務委託1, 375万円は、これまで委託していた音響照明に加え、図書館業務の多くを一括して民間委託するもので、利用者サービスを向上させるとともに、スタッフの育成を図ろうとするものです。

46ページ、上段、音響等設備更新工事2, 196万6, 000円は、ハーモニーホールのアンプ、スピーカーをすべて更新するものです。

以上で教育費の概要説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 教育費の概要説明が終わりました。

10款教育費についての質疑を受けたいと思います。

4番中西議員。

○4番（中西千尋君） それでは、まず1点、42ページにありました上札内プール跡地の整備について、張芝での工事ということでご報告をいただきました。

この件につきまして、昨年11月22日に上札内で行われましたまちづくりトークで、地域の方々とお話をさせていただいていた件があるかと思えますけれども、あの場でも村長への要望の中で、上地区としての要望として出した経緯がございますけれども、現在地、仮の砂利を敷いたことになっていましたけれども、この場所を現在の更地のまま駐車場としていただきたいという住民からの大きな願いが、あのときにお話をさせていただいたと思えますけれども、そのときにも、教育委員会サイドから芝で進めたいという話もありました。

ただ、住民からも相当、要望が上って、再度検討もいたしますということであったのですが、今回、このまままた出てまいりましたので、再度、その後、部署でお話になったのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 昨年の11月22日のまちづくりトーク、私も出席をさせていただいております、上札内の住民の方から、イベントのときなどに駐車場が不足しているということで、要望を承っております。

教育委員会部内、事務局内で話をしましたが、確かに8月のお盆の花火のイベント、それから、9月の上札内神社の夜宮のイベントなど2回ほど大きなイベントあるのですが、駐車場使ったイベントということで、駐車スペースが半分以上なくなるということは承知しております。

年に2回のイベントということで、それ以外の期間については、駐車場が不足しているという状況ではないように見ておりますし、例えば、夜のイベントであれば、夜は使われない上札内のパークゴルフ場の駐車場も近隣にあるということもありまして、利用頻度、それから近隣の駐車場の利用が可能、それから車の通りが比較的多い場所ではないということから、駐車場についての整備についてはしないで、むしろ美しい環境といいますか、緑地空間を増やすということで、周辺の上札内公園あるいはパークゴルフ場と一体的に管理できる緑地とすることが望ましいということの判断をして、今回こういった予算の提案

になったわけでございます。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○4番（中西千尋君） ご説明も分かりました。

ただ、上地区での大きなイベント、二つ抱えておりました。

住民としてはそれを非常に誇りにも思っていますし、年々花火のときあたりは集客といえますか、見に来られるお客様方々も多いわけでありませう。

説明されたとおりではありますけれども、今、現駐車場内でのイベント、非常にイベント会場に使うと狭い、駐車はほとんど敷地の横とか道路に止めているのが現状でもありますけれども、住民としては、非常にあれを誇りに思って、イベント等々で今使っている駐車場以外にいろんなイベントで使えるところを芝にする。

全部を駐車場としていろんな形で使いたいという思いがあったことで質問させていただきましたけれども、予算的にこれは考えられたこともございませうか。

簡易舗装か何かでしておき、後で、あそこは上地区、前から言っているように、積雪の多いときがありますので、除雪をした折に、雪を持っていく場所にそちら側を使えば、非常に駐車場が大きく冬期間は使えることでもあります。

ただ、芝生にしてしまって、今回の費用と毎年の管理は一体の芝を芝刈りのときに進められることではあろうかと思ひますが、簡易舗装の方が、多分今後の維持管理もよかつたのではないかなという思いが非常にいたしましたので、もしその費用的なものがどうなのかということはお聞きしたいと思ひますが。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 事業費、概算ですけれども、張芝と舗装による駐車場との差は大体2.5倍ぐらい舗装による駐車場の方がかかるという概算の数字を出しております。

それから、冬期間の除雪の雪を堆積する場所ですけれども、これは芝生の場合であっても雪の堆積については可能でありますので、それについては、芝生、それから舗装に限らず、雪を堆積する場所として利用できるものと考えております。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 関連があります。

もう1点だけそしたらお聞かせをいただきます。

例えば、今、芝張りの工事で管理をして、例えば、今行っている上地区でのイベント等々で、その部分への何か舞台をつくったりなにかをして、住民の方がそこで何か催ししたりなんかする部分に対しての規制か何かはありますか。

それともう1点、道路から、パークゴルフ側から入ってくるころの、前で言ったプールのすぐ入るところ、道路のその幅ぐらい、それをどのぐらいに見るのか。

あそこも今のところは本当に狭い道路かと思ひますが、そういうところはちょっとお聞かせいただければと思ひますが。

2点。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 芝生を、例えばイベントなどで活用していただくことは全く問題ないことでありまして、例えば、バーベキューなどで芝生が焼けるようなことがない限り、ぜひ活用、利用いただければと思ひます。

放課後児童クラブもありますので、公園でも遊んでいらつしゃいますけれども、この芝生についても使っていただければなというふうには考えています。

それから、2点目の南側の取付け道路の関係かなと思って今伺いましたけれども、ここについては手を加える予定はありませんで、既存のままの幅で既存のような通路としての活用になるかなと思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 1点というか、1項目というか、いたします。

音響照明及び図書館業務の委託についてなのですが、このことについてご質問いたします。

このことは、もう先ほどの説明にありましたように、外部委託をするという内容でした。

そこで、外部委託にあたってどのような検討作業がなされたのか。

また、外部委託にあたって、指定管理者とか民間委託とかというのがあろうと思うのですが、なぜ民間委託になったのか。

その委託にした理由ですね。

そして、民間委託になった場所としては、前回私質問したときには、ビーインクラブかなというように思っておりましたが、それで決定をしたのかということですね。

あと、この音響照明と図書館業務、言ってみればあまり共通する面がないのかなと思う部署と比べて考えているのですが、それが二つを一つの企業に民間委託するという何かそこに関連性があるのかどうか。

まずそこまでお聞きいたします。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） この委託についてなのですが、図書館については、2年前から内部的に検討を進めておりました。

一番大きな理由は、これまでも図書館の司書が3年または5年、あるいは事情によってそれよりも短い期間で退職していったり、また新たな図書館司書が入ることについて、図書館ボランティアの方々などから、せっかく能力が上ってきて、自分たちとも一緒に仕事をしやすくなったのに、辞めてしまうことについては非常に残念だという声もありまして、それを何とか解決するために、一つの方法としては、業務を委託する方法で、民間会社の社員として長く働いてもらう方法があるだろうということが検討のきっかけでありました。

ただ、環境が整わないということやら、十分な検討ももっと必要だということで、平成30年度に向けて昨年より具体的な検討や協議を進めてきて、今回、予算の提案に至ったわけです。

一つの方法としては、指定管理という方法もありますでしょうし、今回のような業務委託という方法もありますし、もう一つ、検討はしていませんけれども、人材派遣という方法もあると思います。

まず、指定管理を選択しない理由としては、指定管理は建物全体を管理するというのが基本的な考え方になりますので、建物全体の管理を任せるということは、過去に文化創造センターの指定管理者の検討もやりましたけれども、平成26年度に結論を出しまして、結局デメリットの方が大きいという、簡単に言うとそういう結論に至ったことから、今回の音響照明と図書館の業務委託にあたっては、指定管理については考えていませんでした。

最も大きな指定管理にしなかった理由というのは、少し話が大きくなりますけれども、文

化センター全体のことと言えば、指定管理者もそこに管理の人がいる、教育委員会の事務局の職員もいる、村民からすると、どっちに行って相談したらいいのかとか、どっちに届け出したらいいのかとか、申し込んだらいいのかとかいう混乱が生じると、効率的にならないということがあります。

指定管理者の職員もいるし、教育委員会の職員も同じ館の中にいるということですので、文化創造センターの今の教育委員会の事務局が入っているという状況の中では、指定管理が効率的ではないという判断が一つありました。

人材派遣についても、地元へ人材派遣会社ありませんし、十勝管内にはあるのかもしれませんが、人材派遣を選択しているこのような施設についてはそれほど多くはないということがあります。

消去法としては、民間委託、業務の委託というのが中札内の文化創造センターの音響と図書館の業務については合うということが業務委託を選択した理由であります。

もう一つ、ビーインクラブにはまだ決定をしておらず、予算が決定になりましてから契約に向けての手続きを進めたいと思っております。

一つ、基本的には地元でやれることについては地元をお願いしたいということがありますし、すでに音響照明についてはビーインクラブに、非常に安価でやられているということがありますので、これは新たな別の業者に替えるということについてはあまり考えておりませんでした。

むしろ、併せて、図書館業務をビーインクラブでできないかということでご相談をさせていただいて、やれるという目処が立ったものですから、具体的な協議検討をして、この後予算が決まりましたら、契約の手続きに入りたいということで、相手はビーインクラブを想定しているということでもあります。

共通しない、確かに音響照明と図書館業務は共通しませんが、一つ同じ建物の中でやっている業務ということで、管理についても一つの建物の中で、管理者も管理しやすいということがありますし、例えば、文化ホールでのイベント、あるいは図書館でのイベントに双方のスタッフが協力しやすいということが大きなメリットかなということで、業務の内容については全く異質なものですけれども、場所のメリットとして、一つの建物の中での業務ということについては、大変効率的に両方の業務をうまくこの人材を回せるのではないかとすることが大きな理由及びメリットだと考えております。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 検討作業の中についても、2年前からいろいろあった、検討してきた中で、ボランティアの要望が大きいのかなというように私感じたのですが、ボランティアの要望としては、たまたまやっばり、図書館司書が辞めていかざるを得ない勤務体制の中であって辞めていくことがちょっとネック、それを何とかしてほしいということがあって、その対策として民間委託することによって、民間であれば、その期限切れを限定しないで雇えるという考え方のもとでこのようになったという理解を私はしましたけれども、その理解でよろしいのでしょうか。

まず、そこを1点。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 図書館業務を民間に委託しようとしたきっかけについては、やはり図書館司書の年数が経つにしたがって、知識それから能力も上がっていくものが、一定の年数で退職せざるを得ない。

それでまた、1年目からのスタートということになると、最終的には住民サービスが一時低下することも懸念されるということで、長期に安定して雇用できる体制を整えたいというのが一番のねらいではありまして、そのきっかけについては5年前に二人一遍に替わったときに、ボランティアの方からもそういった声があったということがきっかけであります。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 雇用期間の限られた人が司書として携わったということがそこにあったのかと思うのですけれども、その改善策として、職員として雇うことは可能だったと思うのですよね。

それをしないで民間委託をしたということ、私一つここに問題があるのかなと、今聞いていたのですけれども、職員としてずっと雇用するという考え方はなかったのでしょうか。その時点で。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 正職員の司書を配置するのが望ましいということは私も同感です。

ただ、この間の平成17年に合併をせずに自律を選択して、職員も極力最小限の人数でやっていくということですか、各補助金あるいは施設の管理についてもできるだけ低コストで効率的にやっていくという方向でこれまで村政が進められてきましたので、その中で、嘱託職員から正職員に変えるということはなかなか困難な状況だったのかなと思っております。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 自律した精神からいくとそうであったかもしれないのですけれども、やはり重要なポストのところは、職員を採用するということが私はこれからも大切でないかなというように思いますので、安易ではなかったかもしれませんけれども、民間委託という方向に進んだということが、ちょっと私は気になっていますし、そのことについても、たまたまやっぱりボランティアの人からも、私にいろいろな意見をいただいたり、お手紙をいただいたりしております。

そのことがボランティアとして図書業務に携わっていただいている方に対しては、本当に怒り奮闘のもとでありまして、職員として雇えなかったのはなぜかというようなことも聞かれましたので、そのことに対しても、これからのボランティアの人に対してきちっとした説明をしていただければというように思いますし、外部委託にあたっては、指定管理者、人材派遣センターという方法もあることに対して、民間事業者に業務委託したという中身は理解いたしました。

それとあと、なぜ音響と図書館業務が一緒になったかという内容についても、建物が一つの中であって、人材が有効に活用できるというのが大きなメリットかなということで理解いたしました。

それでは、次の質問として、民間委託に係る経費の積算の内容ですね。

それについてお答えください。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 教育委員会で直接支払う経費と、それから、委託料として民間事業者を支払う経費とがありまして、残るものが図書館システムに係る経費ですね。

それは残ります。

それから、大きいものだけ申し上げますと、図書、それからAV等の資料については、引き続き教育委員会が、直接購入することになります。

ただし、選書については、本を選ぶことにつきましては、これは司書の仕事ですので、司書が選書したもののリストをもらって教育委員会が発注するというそういった流れになりまして、納品も教育委員会が納品をして備品の検定をして、支払いについても教育委員会が行うというところは従来と変わりません。

それ以外の業務については、図書館の日常的な管理運営業務、それから、各種図書館主催の事業については、委託事業者の方で行うことになります。

経費なのですけれども、先ほど、教育委員会が行う、引き続き行うものについては直接この図書館費の方で計上しております。

それ以外の部分については、委託料として、予算でいえば文化創造センター管理費の方に計上しております。

図書館振興費の前のページ、1, 375万円が合計の金額です。

これには、最も大きなものが図書館司書及び司書以外の職員に係る報酬、それから臨時の代替の職員の賃金、その人に係る社会保険料等ですね。

これらのほか、図書館事業を行うための、例えば、絵本作家の講師の謝礼ですとか、各種図書館で使う消耗品の類などを含めまして、図書館部門としては1, 139万9, 000円を30年度予算に計上しております。

それ以外の部分として、音響照明の操作委託として109万9, 000円を計上し、合わせまして1, 249万8, 000円。

若干、端数、1, 000円の違いあるかもしれませんが、1, 249万8, 000円。

これに委託する会社の業務管理費が約10%で、125万1, 000円。

合計しますと、先ほどの予算書に計上している金額になるということです。

若干端数は違うかもしれませんが、という内訳になっております。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 委託に係る経費、ちょっと書き留められなかった部分もありますので、また再度になるかと思えますけれども、この図書館人件費ということで1, 139万円ほど、人件費を含めて、今そのように私受け止めたのですけれども、この図書館司書の人件費として、今言われた金額だったのですか。

その1, 139万円ぐらいというのは。

それは何人に対してこの金額になったのかということですね。

そして音響は、人件費として109万円ですか、一人分なのか、それとも。

この音響に対しては、図書館司書の場合は毎日毎日図書業務がありますので、毎日きつと勤務になるというようなことになると思いますが、音響の場合は、イベントがあるときに、例えば、ビーインクラブにこれから委託するとしたら、そのイベントというか、そういう事業があるときにその業務に携わってくれるというような形になるのかなということを想像しますが、それはどういう算出方法をしたのか。

1時間当たりなのか、1日なのか、どういう形の算出をしたのかということをお聞きかせください。

私が今質問した人件費、図書の人件費については、正確ではないかもしれませんが。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 図書館司書及び図書館に係る賃金につきましては、まず司書の報酬ですが、千円単位で申し上げますと702万7,000円です。2.5人分です。

これまでは二人だったですけれども、業務、いわゆる経理業務なんかも入ってきますので、委託料の中から各種支払いも生じてきますので、経理業務も含め、あるいは、音響照明の部分での一部業務も入ってきますので、0.5人分を増やしまして、先ほど言った合計になります。

そのほかに、図書館の司書が休暇、研修、会議等で不在のときの対応として、代替職員の賃金が160万円になります。

社会保険料が119万円です。

バイトの損害保険が3万円です。

代替職員ですね。

音響照明については、ご質問にありましたように、1回につきということでもう契約をしておりますので、単価については、税込みで4万2,000円になります。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） この内容がちょっとよく分からないので、後から資料がいただければ、私も資料をいただいた中で検討してみたいと思いますので、できればお願いしたいと思います。

それで、今、予算の中では1,375万円という金額が提示されております。

この民間委託に対しての経費が。

それで、今まで図書館業務をやっていたいただいた経費と、それと照明など、今までも業務をしていただいた。

それとの差ですね。

ちょっと金額的にどれだけの差があるのかですね。

想像というか、ちょっと計算するのでは、4,500万円は民間委託することで、経費がかかるのではないかというような、私は気がしているのですけれども、そこら辺はどういうような、本当にかからないのか。

もしくはかかるのか。

今まで以上に。

そこら辺をもう少しはっきりと説明いただければと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 今までよりも390万円余り、総体の経費についてはかかることになります。

この数字で表れない部分というのがありまして、これまで教育委員会の事務局の職員が、民間に行く業務の一部をやっておりましたので、この分が数字に直接的に表れないので単純比較はできないのですけれども、予算に計上している金額、教育委員会の職員の人件費を除く金額で比較しますと、390万円余りになります。

一つ、ただ予算が増える、経費が増えるということだけでなく、先ほど、人の長期雇用に伴って、知識あるいは能力をアップしている。それを下げないということだけを申し上げましたけれども、それ以外に、教育委員会、行政が直接的に図書館の管理運営をするには非常にハードルがあること、民間では用意にやれることというのがありまして、今回のねらいの二つ目としては、図書館の利用者のサービスの向上ということも十分検討したことでもあります。

少し横道に逸れるかもしれませんが、図書館の利用者数、貸出冊数というのが、毎年緩やかに減少している状況が近年ありまして、これを何とか、せめて横ばい、できれば増やしたいという思いがあります。

図書館司書も一生懸命頑張っておりますし、毎年二百数十万円の新しい図書の購入の予算も見ておりますので、少しでも多くの村民の皆さんに図書館を利用させていただいて、本を読んでもらうということ、何とか図書館に人を呼び戻そうといたしますか、利用はされているのですけれども、微減の状態を何とか解消しようということ、例えば、開館日を年間11日間、30年度から増やすということ。

それから、ブックカフェという、これは仮称ですけれども、図書館の一角を利用して、一定の時間帯のみコーヒーなどのサービスをするという、これは有償サービスになると思いますけれども。ということですか、あるいは、小さなお子さんを連れて図書館を利用されているお父さん、お母さんが、子どもさんがいるとゆっくり本を選べないとかいうことがあります。

お話ルームを使つての、短時間ではありますけれども、本を選んでいる間の託児サービスですか、それから高齢で車を持たない、あるいは足が不自由で図書館に来ることがなかなか容易ではないという方に対しまして、これも有償サービスになるかと思っておりますけれども、一定の曜日を決めて宅配本のサービスをするということ。

もう一つ、古本については、現在まで11月に古本市を開催して、自由にお持ちくださいということをやっておりました。

痛んでいたり古くなっていったりはするのですけれども、読むことには耐えられる本を出しておりますので、これも少しでも価値があるとすれば、安価で、50円でも100円でも販売するという事は可能かなと考えております。

その販売で得た収益で、また新たな本を買って、購入する本の冊数を、わずかかもしれませんが、増やすことによって、利用者サービスにつながるのではないかなどということ民間委託に決まって、今やれそうなことを申し上げました。

これによって、少しでも快適で利用しやすい、さらに今までにないサービスで、来れなかった人が図書館に来れるようになるというところがねらいの二つ目でもありますので、かなり予算については、経費については増えますけれども、今後の音響照明の後継者の育成も含めての予算ということの意味合いも三つ目としてはありますので、これまで申し上げた三つのその目的のために、業務を委託して、安定的に文化創造センターのハーモニーホール及び図書館の運営をやっていききたいという、そういった考え方で予算になっております。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 今までの予算よりも約390万円のアップになったという中身については、大体今まで職員やっていた分が民間の人にやってもらうことの賃金アップが大きいのかなというように理解をしましたがけれども、ただ、今言われた中で、民間ではできない部分は、民間委託することでできるようになるということ、公営ではできないというのは何なのかなと。

私、民間でも同じようなこと、民間に委託しなくても公営でもできるのではないかなというように思ったのですけれども、それは先ほど、利用者減に対して、いろいろな事業を想定してお話いただきましたけれども、そういうようなことも、民間でなければできないことはないのではないかなというように感じたのですけれども、そこら辺で民間委

託するという要因の一つにもなったのかなというような気がします。

そのお答えと同時に、そういうような中身の事について、今図書館ボランティアの人たちが本当に図書館の事業に対してすごく関わりを持っていろいろなことをやってきてくださっています。

読み聞かせをはじめ、先ほど言われたように、古本を住民の方に無償で配布したりなんかするときの整理ですとか、いろいろな業務に携わっていただいております。

そういう人たちに対して、その人たちは何の説明もなく、そして急にそういうようなことになったということの説明もないままにこのことが進んでいかれているということがすごく不満に思っているのですよね。

そういうことで、もう本当に私にその気持ちが向けられまして、私もどうなっているのかということですごく心配していたのですけれども、そういうボランティアの人たちとか関わる住民に対して、どのような説明をしてきて理解を求めたのか。

そういった点をお聞きください。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 1点目の民間でなくてもできるのではないかということ。

教育委員会が直営でもできるのではないかということについては、特に有償のサービスについてはやりづらいと思っています。

ブックカフェですとか、有償での宅配サービスというのは、公営では非常にしづらいかなというふうに思っています。

託児サービスについては人の配置ができれば、これは公でもできるかなということはどう思います。

2点目の図書館ボランティアの方々、本当にこの図書館事業というのは、ボランティアの方々なくしては成り立たないというふうに私は率直に思っております。

ご質問にありましたように、何の説明もないということについては、大変申し訳ないなという気持ちですけれども、30年度の予算編成の中で、副村長ヒアリング、村長ヒアリングが終わるまで、はっきりできなかったというところがあります。

経費も増えますし、委託料として予算組めるのか、これは止めた方がいいという結論になるのかというのが、1月26日まではっきりしなかったということがありまして、2月のどこかで図書館ボランティアの方々が集まる機会を探っていたのですけれども、担当の方に聞きましたら、集まる機会はないということだったので、非常に遅くなったのですけれども、議会が始まる前には、全員ではなくても、少しお伝えしたいなという思いで、11日の日曜日に、土曜おはなし会という定例のおはなし会がありましたので、それが終わった後の時間にいらっしゃるボランティアの方々、4人いらっしゃいまして、民間に業務を委託するという事をお話させていただいて意見交換もさせていただいたということで、本来であれば、決まる前に、どちらになるか分からないけれども、予算を積算する段階、あるいはそれ以前から、教育委員会としての考え方をご説明して、ご意見も伺った上で判断をして予算計上というのが丁寧な進め方だったかなと思って、それについては反省しております。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 大変私一人で質問して何か申し訳なく思っておりますけれども、私、ちょっと皆さんから、ボランティアの人から強く要望されたものですから、しつこく質問させていただきます。

それで、ボランティアの説明ですね。

それはやっぱり、その予算が決まったら特別にでも、やっぱり招集して聞かせて、そしてそのボランティアの人たちに意見を聞くべきだったかなというように思います。

それとあと、ボランティアの人たちは、やっぱり公設公営であるから村のためにボランティアをしてきた、続けてきたという人がいたのですよね。

だから、民間委託することによって、何か自分たちは何のため、誰のためにするのかなという気持ちが湧いてきているようなのですよ。

村がやっているから村のためにという気持ちが大きいようなのですよね。

それで、そこら辺の気持ちというのは本当に複雑なのですけれども、それを解決しないとなかなかこれからボランティア活動を続けていただけるということの環境ができないかと思うのですけれども、そこら辺はどのように考えますでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 前段、ボランティアの方々への説明についてはおっしゃるとおりかもしれません。

そこには気付かなかったことについては、大変申し訳ないなと思います。

何のために、誰のためにというところについては、教育委員会が直営でやっても民間に業務を委託してもそこは変わらないものだと考えております。

つまり、ボランティアの方々には教育委員会に対してやってくれているのではないというふうに私は思うのです。

利用者のために、あるいは子どもたちのためにという思いで、皆さん本当に一生懸命やっていたものであると思いますので、そこについては業務委託後も変わりませんから、そこについてはぜひご理解をいただければ有難いなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 長々聞いて申し訳ないのですけれども、やはりこの業務はやっぱりボランティア、その人たちの協力なしにはできませんので、本当にこれからでもいいから、丁寧にきちっと分かるようにして行っていて、ボランティアの協力がいただける体制づくりをきちっと整えていただければというような私の要望でお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいというふうに思います。

そのほか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 今の関連質問です。

私も男澤議員と同感でありますので、そういう立場でちょっと申し上げますけれども、かなり分かってきたのですが、ある住民、図書関係の住民からご連絡をいただきました。

村広報で30年度の予算の概要について記載されましたよね。

その中で、なぜ音響と図書を村あるいは教育委員会から切り離して、一括委託するのか理解できないということで、私も若干知っている範囲内でお答えしましたけれども、全然理解できないという話です。

それで今、かなりの部分聞いておりましたけれども、どうも教育委員会として反対方向に向かっているのですね。

なぜ、例えば、選書ですけれども、選書については、やはり村の特有、あるいは住民の意向も含めて、教育委員会スタッフが網羅する中で、図書の専門である図書司書と連携を取って、やっぱり図書購入というのかな。

そういうことをやっていかないと、丸々選書まで委託業者に任せるということになるのと、全く教育委員会から図書の部分切り離してしまうという、そんなことになるのではないかと、いうふうに思いますので、ちょっと非常に間違っているなという思いです。

それと、職員の分を人件費増やすということなのですが、そうすると、その職員の分については1名減になるのでしょうか。

0.5人工というわけにはいかないですから。

その辺ちょっと確認します。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 1点目の選書については、図書館司書の業務ですので、現在も図書館司書がやっています。

教育委員会の正職員がやっているわけではないので、そういう能力もないですし。

ですので、これは委託後、図書館司書が行う業務として、委託業務の中に入るものがあります。

職員については、教育委員会の職員1名減になるほどの図書館業務に携わっているものではありませんので、1名減にはならないということです。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） まず、選書の関係については、専門が図書司書ですから、そこら辺が意見聞くなりして、最終的に本を選ぶということになるのでしょうかけれども、やはり住民の意向というのですか、意向というのはやっぱり住民と教育委員会といろいろな部分で接していますから、その辺と併せて、本村においてはどういう本が必要かということも含めて、そういう基本的なものは教育委員会の職員の中で、基本的に決める中で図書司書と協議に入って、それについてはこうだあだという協議をしながら決めていくものではないのかなというふうに理解するのです。

それと、職員0.5人工減らすというわけにはいかないですよ。

人ですから。

それで、390万円ほど増えるのだというのですけれど、その分図書に関わった職員については、引き下がってほかの事務やるのでしょうか。

それで、私の言いたいのは、29年度に音響と図書、当初予算の額ですよ。

これ拾い方もいろいろあると思うのですけれど、約900万円弱で終わっていますよね、当初予算の計上額で。

間違っていたら教えてほしいのですが、それを1,375万円ということは、約500万円ぐらい増額しているのかなというふうに私は理解をしております。

それで、当初の利用がかなり減っているということは、私考えるのにはやはり図書の更新ですか。

やっぱり新しい本をどんどんやっぱり、390万円もあればドッと入れればすごい人数が、極端な話ですけれども、なるわけで、図書の購入についても、当初300万円見ていたのですね。

設立当初は。

それがずんずん減ってきて、今240万円なのですけれども、やはり図書の命というのは、その図書の購入でいかに皆さんに伝えられる新しい図書をたくさん入れれば入れるほど、図書の関心ある人は利用客が増えるということですから、やはりその辺を減らしていくと、次長言うように、段々利用者が減っていくと。

ちょっと極端な言い方ですけど、そんなことになるのではないかと思うのです。

だから、私もこの関係については、委託ということでなくて、今までどおり直営をして、そして理由として、図書の司書の3年から5年で退職しなければならないと。

それも理由の一つなのでしょうけれども、これについてはやはり、それに応えるような内規ですか、それなりにすれば、持続的にその司書については使えるというか、そんな形ができると思うのですよね。

だから、それらも委託だ、これもあれだ、教育委員会から全部図書を切り離す。

やはり教育委員会の職員としては、もっともっと関わり合いを増やして、図書館の充実ということをお私に、男澤議員と同じように、直営でやるべきだというふうに思いますけれども、それらの意見に対して答弁をお願いします。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） まず、選書についてですけども、例えば、シリーズもので中札内の特徴的なものを出すということであれば、それは予算のときに協議をして、一定の予算を確保して、そのことで選書をしてもらうということを司書と相談を事前にしますので、そこについては、まず教育委員会と選書をする図書館司書の間では、同じ建物の中ですから、こういった本を選びましょうということは協議ができるので、影響については全くないと考えておりますし、利用者の方からの図書の購入の要望についても、現在もリクエスト受けていますけれども、委託後もこれは変わりませんので、それについて全く何も変わらないと考えてもらってよろしいかなと思います。

予算の関係、約900万円というところで、分かりづらかったかなと思うのですけれども、29年度の予算の中で、総務費に計上されている嘱託職員の社会保険料などが一括計上ですので、この分については教育費を見ても出てこない、予算書見ても出てこないものがあります。

これが約80万円です。79万2,000円ありますので、それを加えますと、先ほど申し上げた差額の数字にほぼ近いところかなと思います。

図書の購入費については、多ければ多いほどいいということは私も理解できますが、なかなか予算が通らないという財政的な事情もありますので、引き続き教育委員会としては予算の獲得に頑張っていきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 同じようなことしか言えないのですけれども、図書館の命と言え、やはり新しい本をどれだけ入れるかということで、正直言って決まるのです。

だとすれば、この390万円云々ということで、職員が一切関わらないから390万円いるのだよということなのですけども、それを見える形で390万円を本購入に充てるとどういう結果になりますかね。

今までの本の倍以上、3倍も入ってということになりますからね、どうも視点が違う。

教育委員会として、やはり一切関わらない方向、関わらない方に行くものですから、ボランティアの関係も男澤議員の言うような発言もなりますし、私もボランティア的な人から意見もらっているものですから、自然と強くなるのですがね。

これ、何回言っても直らないですから、答弁も同じだと思いますので、これで終わりたいというふうに思いますけれど。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいというふうに思います。

そのほか。

4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 関連がありますので、私も今1点この件でお聞きをしたいと思います。

民間委託を考えておられるということで、その内容も先に申されたように、司書の長年の継続が難しい、説明されたように3年、長くて5年という形で変わられることもあるということでありまして、新しくこの民間委託をなされた場合に、これからでしょうけれども、契約をされる民間業者との契約年数というのは、民間委託の場合は何年かという契約年数を先に決めてからなのではないでしょうか。

それとも、どのぐらいをというお考えがあるのか。

そうすると、何年間と決めてしまうとまた、この民間業者も選ぶ司書をそこでまた違う業者が変わることを踏まえたら、今までいた3年なり5年なりぐらいで変わっていくような、そんな経験のない形での継続になるのではないかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 契約年数については5年を考えておりまして、先の、5日に債務負担行為の議決をいただいたとおり、5年間の契約をしようとするものです。

5年の根拠については、特に法令、条例で定まっているものはございませんけれども、多くの施設、あるいは多くの業務で3年から5年という、5年が最も多いかなと思います。村の業務についても指定管理、あるいは、警備、清掃、運送の委託についても5年というのがほとんどですので、長ければ長いほど安定的な雇用ということは保証されるのですが、逆にデメリット、安心しきってしまうところのデメリットがありますので、一定の期間、あるいは経済情勢の変動というのがありますので、一定の期間として適切なのは5年という判断をして、5年の債務負担行為の議決をいただいたところでありまして。

その後、複数の業者から入札といいますか、見積もり合わせをして、競争力ということも一つの方法としてはありますけれども、できるだけ村内でできることについては村内の業者の方をお願いしたいという基本的な考え方もありますので、そこで安いから別の業者にとかということは今の段階では考えているものではありませんし、むしろなるべく長くやっていただいて、途中で契約の更新はありますけれども、長くやっていただいて、知識とか技術、能力を蓄積していくことによって、最終的には住民サービスの向上につながっていくものだと考えておりますので、ねらいとしてはそれに尽きます。

利用者のサービス、住民サービスの向上に尽きると思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 分かりました。

一応5年ということで、お受け止めいたしました。

その後、継続の件につきましても、村内業者でまた、5年後考えられるというような継続は、今聞いたわけでありまして、大切な村の図書館業務でありまして、一つ、図書館と私たちは言いますが、村の押さえ、中札内村図書館、図書室というどこかから聞いたこともありますけれども、その差というのは何かありますか。

この図書館業務の村内業者への委託ということで、もし村長、何かお受け止めがありましたらお聞かせいただければと思いますけれども。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 文化創造センターの中にある図書館は、図書館法に基づく図書館ではございませんで、言葉で言い分ければ図書室的な図書館だと考えております。

法律に基づかないということがその大きな根拠です。

図書館と言っておりますが、一般的には図書室というと学校的なイメージがありますので、図書館という名称を当初から、部屋の名前も図書館というふうになっていきますので、そういうふうにかけているだけでありまして、違いは法律に基づくか基づかないかで、実質的には図書室のような位置付けだと考えております。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 図書館であろうと図書室という名称でも、一切図書館法に基づくものであって、変わりはないということで押さえていいですか。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） やっている業務については、他の町と比べても分かるように、図書館であっても、法律に基づく図書館であっても、そうでなくても、図書の貸し出し及びレファレンスという資料の作成の相談ですとか、そういったこと、読み聞かせなどの図書館事業についても、ほぼ同様のことをやっております。

○議長（高橋和雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 今回の委託業務に関する村長としての受け止め方というふうな質問かと思えます。

先ほど来、ご質問ありますとおり、基本的には文化創造センターに絡む図書館業務、それと照明・音響、こういったサービスを持続的に展開していく。

その施策として今回の提案がございます。

これは、先ほど黒田議員からお話、ご指摘あったのですけれども、教育委員会がそれらの業務を切り離すという感覚ではありません。

基本的には、連携はこれまでどおりしっかり取りつつも、よりずっとこれからも図書館のサービスを受けられる。

さらに言えば、文化創造センターという中札内村が誇る、十勝でも非常に高い評価いただいております。

施設の中身もそうですし、音響・照明についてのサービスについても非常に高い評価受けております。

これを持続的に、これからも提供するためには、人員の育成、後継者の育成もしなければいけませんし、当然、図書館にしてみれば、より良いサービスをどう追究していくか。

そういった面での民間的な視点というのもこれからもっと入れていかなければならないというふうに考えております。

先ほど、住民の方々、ボランティアの方々、一生懸命関わっているの方々への説明が十分ではなかったというご指摘は本当に反省しなければいけないなというふうに考えているのですけれども、今、本当にビーインクラブについては、後継者いない、これから誰が、今、小山さんがやっていますけれども、小山さんができなくなったときに誰がやるのか。

こういったことも含めて、しっかり行政としては考えていかなければならない。

その上では、きちんといい人材を長く雇用できて、さらにその人材、スキルをアップさせる。

そういった手法としては、この業務委託というのは非常に有効ではないかというふうに受け止めております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

1 番北嶋議員。

○1 番（北嶋信昭君） 通学費等助成事業ということありますけれども、これ、村長の公約の中にかなり大きく響いているものがあつたと思うのですけれども、これを見ますと、ちょっと父兄の方々が、こんなことだったのかい、こんな少なかったのかいということで、一般の人が通勤している、下宿させている、その人方が全員当たるという村長の公約の中で聞いていたようなことを聞きますので、ちょっとこういうふうになった事情の中で、説明いただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） まずは私の方から、事務的なことがありますので説明させていただきます。

村長の公約をできるだけ早く予算に反映したいということで、教育委員会内部でも、あるいは教育委員会会議でも十分検討してまいりました。

過去の中札内高校が閉校になった後の一定期間、平成25年度まで行われてきたことも考慮しながら、この制度をつくつたのですけれども、確かに北嶋議員おっしゃるように、村民の方からすると、みんながもらえるのかなというふうに受け止められた方もいらっしゃることは、私も事実かなと思います。

教育委員会としてこの制度つくるときに、この制度によってどれぐらいの財源が必要なのかということ。

それから、いつまで続けるのかという、期限がもしかすると付けられないのではないかとということも考えたということ。

そうすると、では所得制限掛けるのかということ。

その制限は、ラインは幾らにすればいいのかということ。

いろいろさまざま考えた結果として、教育委員会としては、小学校、中学校の義務教育の期間中に準要保護として学校にかかる費用、学用品などにかかる費用を助成したところの所得ラインでやるのが最も住民の方にも説明しやすいし、長く続けられるのではないかと。

今後、財政状況がどうなるか分かりませんが、継続的に長く続けられる範囲でやれるのではないかとということで、今回のような準要保護を使って、あるいは補助率、限度額についてもこのようにしたということでございます。

事務的なことだけ説明させていただきます。

○議長（高橋和雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 公約につきましては、経済的な理由で夢をあきらめさせない。

そういった意味での通学費助成ということで公約としては掲げさせていただいております。

これは予算的には糸目を付けなければ全くできないか、対象者全員、通学費助成できないかということ、そうではないのかなというふうに私も思うのですけれども、ただ本当に、私も6月30日に村長に就任させていただいて、いろいろな住民の方々、議員の皆さま方と論議させていただく中で、非常に住民サービスというのは多様化していて、ニーズは本

当に幅広くなってきております。

そして、今回の予算審議の中でもいろいろ話出ておりましたけれども、人員確保という面でも非常に大変難しい時代になってきていて、これまでのように、嘱託職員幾らでも採用できるというような状況でもなくて、これからは行政サービスに掛かるコストというのはどんどん膨らむことが想像されるわけです。

その中で、本来、行政サービスというのはどうあるべきなのか。

全員の通学費を負担すれば、確かに多くの住民の方々は助かると思うと思うのです。

経済的に楽になると思うのですけれども、それをすることによって、もっと困っている人に手を差し伸べることができなくなるかもしれない。

その手を差し伸べるためには、もっと税金を上げればいいのか。

そういう議論にはなかなかならない。となると、まず、今我々がすべきことは、初年度、これは今回、要保護、準要保護ということでの設定させていただきましたけれども、これが住民ニーズにそぐわないのであれば当然見直すということもあるでしょうし、まずは、今後の行政サービス、持続的に展開させていただく上でも、まずは本当に困っている方、それがないと自分の行きたい高校に行けないような方。

そういった方々をしっかりとフォローするということからスタートしたいというふうに考えております。

私も高校生持っている親ですので、これは本当に、全員にそういった助成をできれば本当に助かるのだろうなというのは僕も実感としてあるのですけれども、まずはやっぱり、行政、本当に必要な文化的で健康な生活を営む上での行政サービスというのは何かということ、今回ちょっと考えた上で、一定の線引き、先ほど、教育委員会の方から説明させていただきましたとおり、中札内高校がなくなったときに適用させていただくサービスで、まずは動かさせていただきたいと、そのような形で考えてございます。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） そういうことは分かって話しているのですけれども、一応、村長がそういう公約をしたときに、今、子育てをしながら、これから高校行くという親の人が期待したわけですね。

こういうことになっているのだけれども、過去にも中札内高校なくなったときにもあったのですけれども、そこで打ち切られて、次にいろいろ話は出てきたのですけれども、森田村長のときの公約の中に、かなり期待していたことも間違いないわけですよ。

それで、これをまた、経済的にこんなことを全部したら大変だなということもよく分かっておりましたけれども、一応公約ですからね。

ここで終わるのか、今後このまま行くのか分からないけれども、多くに期待した人方に、ちょっと裏切ったのではないかと。

それからもう一つは、やっぱり高校生行くのに二人、三人と今時代が結構子どもが増えてきているのだけれども、大樹の方行けばそんなにかけられないと思うのですけれども、何だかんだって帯広行く人の方が多いと思うのですけれども、やはりその辺に、森田村長もそうなのだろうけれども、うちの孫もいますけれども、そういう面では結構期待した人が、我々だけでなくにいると思うのですよ。

これをこのまま終わるのでなくて、何かもうちょっと、予算は分かります。

ないことも分かりますし。

だけれども、何かの形の中でできないのかなと。

村長公約、これで終わるといのはちょっと寂しいのかなという気がするのですが、いかがなものですか。

○議長（高橋和雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 私も通学費助成については、どこまで対象にするというのは、明確に掲げてはいなかったもので、そういった面では誤解されてがっかりされた方がいらっしゃるというようなお話は本当に非常に、私としても残念に思うところではあります。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、これで終わりということではなくて、これからも状況を見て、住民のニーズに沿って、必要になるのかどうか。

そのことも含めて、線引きというのは非常に難しいものですから、そういった面では、もう少し走らせていただいて、状況を鑑みさせていただきたいなというふうに思います。

このサービスが充実させる上でも、ぜひ、ふるさと納税しっかり力入れていきたいと思しますので、ご協力の方よろしくお願いたします。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 今後に違う形の中で期待したいと思います。

それで、やっぱりこういう関係では、ちょっと違うのかもしれないけれど、うちの孫もクラブ活動やっていると、いろんな本州なんか行かせてもらっているのですけれども、中札内ほど補助金のもらえる学校がないと。

学校によっては、自分で持たなければいけないとか、3分の1持たなければいけないと、全面的にそういう面でも出してもらっているのは中札内ぐらいだということで喜んでる人もいますので、そこの方にもいろいろ補助してくれていることも分かりますけれども、もうちょっと何か、できればしてほしいなという気持ちなので、そういうことでまた期待したいと思しますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋和雄君） ご意見として聴取させていただきたいと思します。

上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） ちょっと認識が違うのですね。

中高がなくなって5年間の約束で付けましたよね。

実際7年やったのです。

そのときに議会が諮りました。

それで7年でストップということで、当時の議員さんみんな理解していただいて、そういう方向性を出したのです。

その理由は何かという、まず限度が分からないということです。

本当に財政的にずっと出し続けていいのかという問題もあるし、これは家庭の問題で、確かに高校がないということは大変なことなのだけれども、家庭の問題で、これは家庭が親と子がしっかり話し合っ決めていく大事なことで、そこの教育的な配慮というのが大事ですよという確認の上で議会に諮って、要するになくしたのですよね。

その時点も。

それは北嶋議員もご存じだと思うのですけれども。

そういうことで私は説明したつもりでいるのです。

そこで、村長は公約という形で出されたけれども、公約出たときに、教育委員会の教育長としては、エッ、選挙前にこんな約束していいのかと、正直言って思いました。

教育の内容ついて、公約といえども通学費を出しますよとか、あるいは、まだ出ていないけれども、英検・漢検・数検などの助成もしますよという教育委員会の内容に関わるこ

とを公約で言ってもし当選したらどうするのだろうと。

教育委員会何も関わっていませんからね、その時点で。

そんなこともあって、これ、実際どうしたらいいのだろうねということで私は押さえたのです。

そういうことで考えたときに、私は、ではどこで、やるとしても本当に困っている人にやるなら私もそれは仕方ないと思うけれども、お金のあらないと差別はいろいろあると思います。

あるけれども、全部に出すことは本当に財政的にいいのかと。

永遠的に、これからも含めて。

1回始めたらずっと続けますから。

これ大事なことなのですよ。

それよりももっと、苦労はするけれども親は。

やっぱりそこら辺を大事にすることも大事ではないかなと私は思って、その時点はそういうふうにして思った次第ですね。

だから、北嶋議員の何か、助かりますみたいな、そういう、分かるのですよ、気持ちは。

分かるのだけれども、はたしてそういう形でいいのかなというふうに思ってしまうですね。

だから今、教育委員会は、最低限のところやっぱり抑えたというのは、そういう意味があります。

今後のことは分かりません。

いろんな動きがあるのかもしれませんが。

そこをきちんと教育委員会との捉え方を理解してほしいなというふうに思っています。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 今日なぜか自分の方にいっぱい当たってくることが多いのですけれども、自分は村長公約の中にあっただけだから、どうですかということで、できればありがたいですなということで、今、学校の方もやってもらっていることも十分分かっていますし。

これをどうすれこうすれ、今すぐどうすれと言った覚えもないし、教育長が前に言ったことも十分頭にあります。

だから、村長公約の中にこういうことがあるので、一般の人が期待していますよと言っただけで、それ以上は何もないのですよ、自分の今言ったことは。

何か今日は、いろんな面でさっきの議長のあれも、議長答弁みたいなことやられて、教育長にも。

今日は何か自分にしたら凶日みたいな日なのですからけれども、そういう意味では、一切何も、どうすれでなくて、できれば期待したいですと言ったことであって。

それ以上のことは何も望んでいません。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 教育長の今の答弁の中で、ちょっと私の感覚と違うものですから、あえて質問させていただきますけれども、時代は毎年毎年動くのですね。

確かに、以前については、当時の議員がそういうことで取り消したかもしれないですよ。

これ毎年毎年時代が動いて、いわゆる村長の公約ということは、村民みんながそうやってくれよということで、村長が代表して立って、そういうことでやるよということで当選

したわけですから。

それは教育委員会に相談しないとおかしいのだなんていう、こういうやっぱり教育長の判断というのは、全然、言っていることは分かりますけれども、最終的に決めるのは、やはり住民の意向に沿った形で持つのが基本であって、それを村長が具体的に政策でやると。

そのことが各課の状況、教育委員会もそうですよ。

そういうものでないと、村一体として行政進められないのではないのでしょうか。

私はそう思います。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） ちょっと勘違いしているかなと思うのですけれども、村長と教育委員会というのは、総合教育会議があって、同じ方向向いて、村のために、子どものために一緒にやろうという考えは何も変わりません。

これは同じです。

何も敵対してやろうなんて思っていないです。

今までもそういう形であります。

ただ、黒田議員ちょっと理解してほしいのだけれども、役場のいわゆる村長部局と教育委員会、なぜ分かれていると思いますか。

教育委員会、独立機関です。

一つの例を話しますと、これはちょっと理解してもらうために、学力テストのいわゆる方向性が国から出たときに、愛知県の犬山市の教育長が、これは悪い例ですよ。

学力テストはしませんと言いました。

だけれどそのときの市長は、やってほしいと言いました。

しかし、独立機関だから、教育長をはじめ教育委員で、これは悪い例ですよ。

私は賛成しているわけでないのだけれども、犬山市が全国で唯一学力テストをしなかった町です。

このように、教育委員会にいたから分かると思うけれども、やっぱりなぜそういうふうに離れていると思いますか。

そして、この通学費も教育委員会から出している。

教育委員会の施策なのですよ。

ここの違いは、さっき言ったように、喧嘩するつもりはないの。

一緒にやっていくというのが村のために当たり前のことなのですから、機関が違うのです。

こう理解してほしいと思うのですね。

そこをもし破ってしまうと大変なことになりますよ。

そういう意味で、教育委員会としては、そういう考えでいますよという考えを述べただけです。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 何回言っても分からないものは分からない分らないのですけれども、先ほど来理由を聞くと、以前の議会でみんなが打ち切ったことでしょうか。

それについては、毎年いろんなことで状況状況によって変わりますから、今までやってきたものはそのまま議会でいいということにならない。

変わることも多々あると。

今の教育長の言う部分については、教育委員会、別組織ですよ。

だけれど全国的にいろいろ問題あって、いじめとか何とかいろいろあって、教育委員会のあるべきスタイルが住民の意向と違うということで、教育総合会議ですか、できたり、教育委員会制度を国で変えて、やっぱり村長がやるべきだという制度に多少変わってきていますよね。

それで、私が言いたいのは、教育長の場合は公選ではないです。

村長の場合は、村民が選んだリーダーなのですよ。

村長はということは個人的ではなくて、住民の半数以上の人がやっぱりそういう政策を取り入れてくれと、こういうものについては、やはり我々議員、あるいはまた各課、教育委員会も含めて、一同にやっぱりそれを柱として行政を執行しないと、やはりばらばらになってしまうと思うのです。

だからそれで村長が選挙に出るときに、これどうですか、あれどうですかって、いちいち教育委員会の許可を取ってやるものではないですし、やはり堂々とやっぱり住民から要求あったものをまとめて、公約として私はこうやりたい、当選すると、当然やっぱりそういう執行になりますよね。

だから、そういう基本をきちっとやっぱり捉えてほしいのです。

そういう意味で申し上げました。

教育長の考えは全部だめだとは言っていないけれども。

○議長（高橋和雄君） この件に関して、村長、ちょっとまとめてください。

森田村長。

○村長（森田匡彦君） 先ほど、上松教育長も話しているとおり、行政機関があつて教育機関があつて、別々の組織だということ。

これは選挙公約は選挙公約として、ただ、私も教育委員会、総合教育会議ですか、それでいろんな意見交換させていただいて、その中で、今回の通学助成ということで、教育委員会からの施策ということで提案させていただいておまして、それについては、お互いが意見が通じ合っていない中でこの案が出てきたということではないということ。

十分に意思疎通した中で、私個人でも十分納得した上で、この内容で提案させて、教育委員会の方から提案させていただいているということでのご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） ということで、村長も納得した提案だということでのご理解をいただきたいというふうなことでございました。

暫時休憩をしたいと思います。

10分まで休憩をさせていただきます。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 4時08分

○議長（高橋和雄君） 皆さんがお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

10款の教育費の質問を受けております。

質疑はございませんか。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 先ほどの通学費の助成の件で、関連なのですけれども、ちょっとこ

それは村長の方にお聞きしたいのですけれども、やっぱり中札内村、定住・移住政策についてはやっぱり、今後も力を入れていくところだと思うのですけれども、やっぱりそういう若い方々の世帯を村に呼び寄せるといことになると、やはりどうしても子どもの将来のことを考えると、地元には高校がないと。

そういうときにやっぱり、中札内村に移るのもいいけれども、高校へ通うのにやっぱり通学費が結構かかるよねというようなことを考えられる親も多いのではないのかなというふうに思うのですね。

そこでやっぱり、移住政策をもっと伸ばしていこうということであれば、やっぱりこの通学費助成というのは私は考えていく必要があるのではないのかなというふうに思います。

村長もさっき、何とか、収入は減っていく傾向ですけれども、またそういったふるさと納税等でもっともっと増やす努力をされるなりして、この点についてはやっぱり若者世帯の移住に関してなので、大きなインパクトがあると思いますので、これはちょっと、もう少し考え方を、私は直してもいいのではないのかなというふうに思いますけれども、その点いかがですか。

○議長（高橋和雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 宮部議員、ただいまご質問いただいたとおり、中札内村の高校がない、その上で移住定住促進策として、こういった通学助成に力を入れてというご指摘は確かにそうできればいいなというふうに考えております。

これについては、本当に一度始めると、先ほど教育委員会からの答弁もありましたとおり、ずっと続けていかなければいけない事業ということですし、今本当に中札内村の収入の上で、35%近く交付税に頼っている、16億円が地方交付税ということで、非常にそういった面では財政的には先行きがなかなか見通せない、そういった自治体でございます。

そういった中で、当然そういったことに力を入れられれば、財政的にもう少しゆとりができれば、そういったことも検討材料となると思いますけれども、中札内村、本当に教育委員会が非常に頑張ってくださっているおかげで、非常に学力が本当に高い、そういった村だということでございます。

実は、こういったものもしっかり中札内村の魅力として、通勤通学圏内としての中札内村、帯広市のベッドタウンとしての中札内村の魅力の一つとして、本当に非常に高い学力、充実した教育がされている、素晴らしい教員がしっかりと教育を支えているということもPR、これからもっともってしていくのもまた一つの移住定住促進施策なのかなというふうに考えておまして、これは通学費助成を金輪際それ以上は広げないということをお話するものではないのですけれども、そういった別視点の取り組み、PRの仕方というものもこれからしっかり研究してまいりたいなというふうに思っております。

この移住定住促進策、若い子育て世帯に移り住んでもらうための取り組みというのは、いろんな角度からしっかり取り組んでいきたいなというふうに考えてございます。

○議長（高橋和雄君） 6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 本当に中札内村、かなり学力的にも高い村でございますので、そういったいろんな良いところのPRもどんどんしていただいて、若い人たちの移住策をもっと伸ばしていただきたいと思いますというふうに思います。

それともう1点、今年から村民プールも委託するというので、760万円ほど見ているのですけれども、平成29年度のプールにかかった運営管理費というのですか、それも

大体数字はある程度固まってきたのかなというふうに思うのですけれども、それと平成30年度委託した場合との差というのですか、その辺もし分かれば教えていただきたいのですけれども。

○議長（高橋和雄君） それと、先ほど男澤議員から要請がありました委託の試算表、それぞれ皆さんの方に渡っていると思いますので、参照していただければなというふうに思います。

渡辺教育次長補佐。

○次長補佐（渡辺浩君） 29年度、一部光熱水費の支払いがまだ残っているという関係がありまして、確定はしていませんけれども、現段階での予定する額としては878万8,000円程度。

それで、支払い総額で今言いました878万8,000円なのですが、これには、オープンの初年度29年度、例えば、ボイラーの保守点検委託料が初年度のため低価格であったりですとか、循環浄化装置の保守点検料がかかっていなかったりなどという要素がありますので、単純には比較はできないということをご理解いただきたいと思います。

平成30年度委託する内容といたしましては、光熱水費を除く部分すべてを委託するというので、内容的には監視員の賃金、ボイラーの保守点検、それから循環浄化装置保守点検の委託料、それから水質検査の手数料、それと水泳教室などとなっております。

これに110万円程度の業務管理費が加わりまして、761万5,000円という内容になってございますので、ちょっときっちり比較できないということをご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） その光熱費がまだ確定はしていないのですけれども、おおよそその光熱費というのはどのぐらいを見積もられているのですか。

○議長（高橋和雄君） 渡辺教育次長補佐。

○次長補佐（渡辺浩君） 先ほども申し上げましたけれども、確定はしておりませんが、おおよそ470万円程度になる予定でございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） プール委託についてもやっぱり委託するというので、今までよりも多く払っていくわけですけれども、プールの場合、どうしても時間的なものもあって、夜もちょっと遅めまでやっていたりして、なかなか自分たちだけでやっていくというのは難しい面もあるのかなというふうに思うので仕方がない面もあると思います。

それで、今まで臨時でおられた方々、臨時で監視員ですとかそういった方々については再雇用みたいな形で業者委託のときにはお願いするというような形なのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 渡辺教育次長補佐。

○次長補佐（渡辺浩君） 昨年オープンから閉鎖までの間、人数ちょっと正確に押さえていませんけれども、時間単価が安い中、一生懸命働いていただきました。

平成30年度につきましても、基本的には今年度働いていただいた監視員の皆さま、すべてではないかもしれませんが、基本的には継続して働いていただけるようにということで考えているようでございます。

○議長（高橋和雄君） 6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） ちょっと委員会の方で、今回、平成30年度、プールの方の委託も結構増えると。

先ほどの図書館業務の方もかなり増えていくということで、なかなか歳入が減っていく中においてちょっと厳しいのかなと。

やっぱり詰めれるところはもっと詰めてやっていくこともちょっと考えていく点もあるのではないのかなというふうにはちょっと感じます。

そんな中で、プールについては、開館の期間延長についても何か利用者の方から意見も出されていたのかなというふうに思うのですけれども、その点についてはどう考えられているのかちょっとお聞かせ願います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 期間につきましては、122日間で前年比6日間延長することで計画をしております。

前々年度28年度から比べると20日間の延長にはなっております。

利用者からもう少し早くにオープンしてほしいというご要望をいただいているのですけれども、例えば5月の連休明けぐらいからとなりますと、気温もそう高くないということから、トップシーズンに比べると燃料費がやはり相当負担が大きいということから、やれないことはないのですけれども、それだけトップシーズンに比べれば、1時間当たりにかかる重油代、灯油代というのも多くなるものですから、その辺の見合いでもまず6日間は増やしてみようというところで予算を計上したところであります。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか、教育費についてご質問をいただきたいと思います。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 予算書の147ページ、予算資料の39ページの教職員住宅建設工事の関係でございます。

資料を見ると28年11月に教員住宅の整備指針に基づきということなのですが、中身どういうふうになっているのかちょっと分からないのですけれども、それに基づいて、来年度以降の建設計画も恐らく載っているのかなというふうに思うのですが、それらの建設計画はどういうような中身になっているのか、まずお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） まず平成28年度に内部で策定しました教員住宅整備指針の中では、年度は実際とずれていますけれども、この当時は平成29年度に2戸、30年度に2戸、31年度に1戸ということで、5戸の改築を計画しておりました。

総合計画は毎年見直ししているのですけれども、実施計画の中では、平成30年度に1戸、31年度、32年度に2戸ずつという改築を現段階では計画しておりますけれども、教職員の中札内への居住規模なども確認しながら、状況を見て、これについては柔軟にといいますか、適切な建設整備を進めていく考えです。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 面積が84平米ということで、約25坪ぐらいなのですよ。

それで、単純に見ますと、取り壊しや何かもあるのですけれども、2,500万円といえれば坪100万円かかるということで、高級住宅が建つような、今一般的なことから言えば、そんなような単価でないかなというふうに思うのです。

よって、この金額になった要因と、今後、入札業者の選定方法も含めて、民間工務店などの利用も検討すべきではないかというふうに思いますけれども、そこら辺の考え方はいかがなものかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 教員住宅の設計につきましては、平成29年度の予算の中で設計を業者に委託をしてきました。

その設計に基づいて積算をして、予算の関係もありますので、協議を行って、なるべく贅沢ではなくて簡素にということで、予算については積算をしてきたつもりであります。

結果的に、解体費用も入っていますけれども、それからカーポート、物置、一部外構工事も含めての予算になっております。

坪100万円ということではないのですけれども、建物本体だけの単価で見ますと約85万円ということになります。

確かにおっしゃるように、私たちも含めて、こんな単価でないとつくれないのかという思いはあるのですけれども、参考までに、例えば、民間の方が民間の工務店などに発注した場合にどれぐらいで建つのかというような積算も参考までに聞いてみたところ、そう大きな違いはないということが分かりまして、建築資材、それから人件費の高騰によって、従来私たちが常識的に考えておりました坪単価に比べると相当高くなっているということが現実であります。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） いろんな付帯のものを除いて、建物本体が坪85万円という価格なのではけれども、一般的に言うところのこのぐらいかかるのでしょうかね。

何か50万円ぐらいとは聞いたことあるのですけれどもね。

やっぱり行政としても、さっきから言っているようなことで、非常に財政も厳しいということで、それで一つの案として、入札業者の選定方法、あるいはまた、民間の工務店などの利用も検討してはということで話しているのですが、そういうことで、この坪85万円が、予算はこういうことで見ているのでしょうかけれども、下げることによって、それぞれ効果が出ますので、ぜひ、この辺の考え方を取り入れた形での発注について努力をすべきでないのかなというふうに思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 発注契約におきましては、村の指名業者を指名する段階で、予定価格に応じた業者のランク、AからDまでであるのですけれども、そのランクの中から業者を選定するということになりますので。

これは私の想像ですけれども、この金額であれば、いわゆる工務店、一致しているかどうか分かりませんが、いわゆる一般的に工務店と言われているところも指名される可能性はあるのだらうかと私は思います。

契約担当課でないので責任持った答えではないのですけれども、一般論としてはそういうことかなと思います。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） そういう気がしますので、ぜひ執行に当たっては、そういう形で努力をしてもらいたいというふうに思います。

それと、162ページにあたるのかな。

施設管理費の関係で、パークゴルフ場の関係です。

雪解けますと、パークゴルフシーズンに入りまして、結構お年寄りまで含めて、パークゴルフ場利用する方が多いのですけれども、聞いておりますのは、そういう愛好者の代表が要望書を持って、今、11月30日ですか、教育委員会の方に文書を持ちながら要望してきたという話を聞いております。

中身についてはくどくど申し上げませんが、前に私も質問したことがある関係も一部入っているのですが、大きくはパークゴルフ場の草刈りの改善、あるいはまた、コース内の器具の整備として、ティーマークの更新、コース内の掲示板の支柱の改善、それから、休憩ハウスの新設、コース内のOBゾーンの樹木の捕植の関係ということで、项目的にはありまして、要望書が行っていますから中身は理解されているのかなというふうに思うのですが、これらの改善に向けて、施設管理費の中で、それぞれ計上されているかなというふうに思うのですが、大きな金額でないから分からないのですけれども、それらの事項について、どこに幾らぐらい計上されているのか教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） ご質問にありましたように、11月30日、パークゴルフ協会の役員の方がいらっしやいまして、直接、お願いという文書をいただいて、意見交換をしたところです。

予算の関係ですが、コース内の器具のうちティーマークについては、28年度にティーマークは更新したばかりということで、予算を要求したのですけれども、もう少し待つというので、今回の予算計上には至っていません。

状況は理解しておりますので、引き続き予算要求については、来年度していきたいと思っております。

掲示板の支柱の改善につきましては、修繕料の中で計上しております、支柱が自家立ちのものを、鉄の棒を埋め込んで、そこで抜き差しできるようにというご要望ですので、これについては予算化しております。

需用費の中で計上しております。

次に、休憩ハウスについても、予算書で申し上げますと165ページの14節のユニットハウス借上料12万7,000円を計上してございまして、なぜ借上料かといいますと、実際に使ってみてこれで使えるものかどうかというところが、教育委員会としても不安な面もあります。

特に夏場の暑さ対策です。

室内が相当高温になることをやや心配をしまして、実際に、一度、7月8月という2カ月間、盛夏のときに使ってみて、良ければ常設といいますか、もちろん許可はいるのですけれども、常設したい方向で、まずはリースで2カ月間使ってみてからの判断ということでの予算計上になっております。

次に、コース内のOBゾーンの樹木の捕植については、原材料費の植栽用材料5万4,000円の中で、樹木の苗木、それから土壌改良剤、黒土合わせて計上してございまして、原材料費ですので、教育委員会の職員、それからパークゴルフ協会の役員の方、あるいは会員の方のご協力をいただいて、みんなで植栽するというので、パークゴルフ協会からも了解をいただいているところであります。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） おおよそ分かりました。

ただ、ティーマークの更新ということで、そんなに大きな額ではないのですけれども、ここに書いてあるとおり、協会として現在の白い球、大きいのですが、それを要望したことはないという、そんなお話です。

言ってみれば、前から言っているように、こういう大きなものをあそこのティグラウンドにあると、草刈る人がいちいち18ホール行くたびに抜いて、またやるということなものですから、草刈りの人が大変なのですね。

そして、打つ人もクラブが上に出ていますから、当たってしまうから何とかほかの町村のように、パッチのようなものをティーマークに指すだけのものなのですが、ぜひしてもらいたいという要望内容なので、そんなに高額でもないというふうに思いますので、規定の予算でできるとすれば、そんなものも改善することがいいのかなというふうに思いますので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

それと、165ページの多目的運動施設整備工事ということで、今年の大きい目玉事業ということになるわけですが、これらについては、兼ねてから要望していた運動施設がつくられるというこんなことで、愛好者も毎日のように練習しているのですが、大変喜ばれているところがございます。ということで聞いております。

建設に当たって、構造あるいは備品関係も含めて、2、3回ぐらい教育委員会と協議したということ聞いています。最終の段階で、まだこうしてほしいというものが教育委員会の方には要望したみたいなのですが、私は喜んでもらえる、さらに良かったなということでの最後の詰めの意見を聞いていただいて、そういう施設をぜひ完成させてもらいたいなということを感じますので、発注前の最終的な形が決まりましたら、ぜひ、そこら辺の愛好者との連携を取っていただきたいという関係です。

それで、これの屋内屋外のはっきりした完成の月は分からないと思うのですけれども、今の段階でどれぐらいの時期に完成をさせたいという考え方があるかどうか。

その辺も含めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 設計に当たりまして、事前にゲートボール協会の役員の方からご意見を伺った上で、このような施設にということの話も聞いています。

今後、具体的な細かい備品の類ですとか、それらもありますし、最終的にコンクリートになる前に、また説明をさせていただいてご意見を伺った上で決めていきたいなと思います。

発注いつできるのかということころはありますけれども、冬期間に入る前に、いずれも完成させたいと思っております。希望としては11月中には、屋外も含めて完成させて、その後、屋外については冬期間に入りますので利用は難しいですけれども、屋内の施設については、冬期間利用できればいいかなというふうに考えておりますので。

概ねですけれど、11月末を目処としております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

7番中井議員。

○7番（中井康雄君） 今、多目的運動施設の、黒田議員の方から質問ありましたけれども、私からもちょっと多目的運動施設整備工事について、お伺いしたいと思います。

この施設、多目的利用という形の中で、どの程度のほかのスポーツの団体であるとか、少年団であるとか、そこら辺は当然協議もしていると思うのですが、そこら辺協議してい

るのであれば、その協議の今の現在の状況と、また、どの程度の方たちにそこを利用していただけるのかということも大体の把握は多分できているのではないかなと思いますので、その利用状況どうなって今後進むのかなという、できた段階でどうなって進むのかなということをお聞かせ願いたいのと、先ほど屋外のゲートボール場は3面というふうに、その3面にした理由ですか。

3面どうしても必要なかどうか、それもちょっと含めて、そこら辺のところお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 渡辺教育次長補佐。

○次長補佐（渡辺浩君） ご質問の、施設については多目的施設ということで、ゲートボールのコートが主体になると思うのですが、そのほかに、テニスができるように、ネットが張れるように支柱を立てられる穴を設けて、ラインについても引いていきたいというふうに考えております。

その他のスポーツとしては、少年団、中学校あたりも含めて、野球とサッカーぐらいかなというふうに想定しています。

ただ、このスポーツの種類につきましては、教育委員会内部であくまで現段階で考えているスポーツでありまして、関係する団体等との相談あるいは調整まだ行っていないということで、ゲートボール協会の皆さんとも、年前からいろいろな施設の利用や要望について協議相談をさせていただきながら進めていますけれども、このあたりについては、ゲートボール協会の方も気にしておられますので、早期に利用が想定されるスポーツの代表、あるいは保護者の方にお集りいただいて、いろいろと相談をして、どういうふうに利用していくのかなどについて協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 屋外ゲートボールのコートの数3面にした経過なのですが、これもゲートボール協会の役員の方に相談をして、移転する必要があるということ。

その場合において、何面必要かということも伺いました。

現在は、敷地的には4面のコートが、体育館分館の東側にあるのですが、実際に使っているのは、通常2面です。

南十勝の大会があるときには3面が必要だということで、3面あればいいということのご意見をいただいたものですから、3面を整備するというにいたしました。

○議長（高橋和雄君） 7番中井議員。

○7番（中井康雄君） まだほかの団体、スポーツの団体等とは正式には協議はなさっていないというような答弁だったので、多目的運動施設ですし、これだけのお金をかけるので、ぜひともいろんな方に利用していただくことがまず基本であろうと思いますので、ぜひともそこら辺のことは、しっかりと協議していただいて、ほかの方にもどんどん使っていただける方向で、僕は進めていただきたいなと、そんなふうに思います。

3面については分かりました。

それだけ必要であれば、いろいろな各種大会も当然やられるので、そこら辺については分かりました。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいと思います。

そのほか。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 多目的運動施設に関連してなのですが、この建物を整備す

ることについては賛成なのですけれども、このゲートボールの人口の推移ですとか、今後、将来的にどうなのかなというちょっと不安があるのですね。

ゲートボールをやっていく人方がずっと続いていってくれるのであれば、今のこの施設の改修でいいのかなというふうに私は思うのですけれども、将来、少年団ですとかいろいろなスポーツ関係の利用を考えるとということになると、ちょっと今のこの旧プールの高さ的なものでいくと、将来ちょっと禍根を残してしまうのではないのかなという気がするのですよね。

その辺でちょっと気になるのですけれども、新しく建てるとなるともっともったかかるよという話も前聞いておりました。

そんなことで、本当に鉄骨補強だけでなく、もうちょっと笠を上げるような工法ができないのかなという気もしますし、その辺がちょっと将来的に、今の高さ等でどうなのかなという不安を感じます。

あと、あそこの屋根に積もった雪ですか。

あれが確か病院側に落ちてきていると思うのですけれども、その防護柵というのですか、それはこの外構工事あたりの中に見ているのかどうなのか。

その辺をちょっとお聞きします。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） ゲートボールの人口、年々減少しているということは伺っております。一方、新たな会員についてもそう増えているような状況でないということからしますと、ご質問にありましたように、10年後、20年後どうなるのかということは、教育委員会としても心配をしているところです。

そういったことから、ゲートボールだけの施設ではなくて、ほかのスポーツにも利用できる運動施設として整備をして、万が一、何年後か分かりませんが、将来、ゲートボールをする方がいなくなったとしても、その他のスポーツに利用できるようにということで整備を進めようとするものです。

高さがもう少しあれば、例えば、インドアのテニスができるということもあるのですけれども、何せ鉄骨でつくっているものですから、それを全部外してまた高いものにするということになると、これもご質問にあったように、相当事業費もかかるということが分かっておりますので、そこまでは設計としてすることはできませんでした。

もう一つ、落雪対策についてです。

検討段階では、予算の積算段階では雪対策どうしようかということも協議をしたのですが、決定的な落雪対策となると、屋根から雪落とさないという方法がまず一つあるのですけれども、そうすると、その雪の加重に耐えられるような屋根構造にしなければならぬということも、また建築費が非常に高くなることとなります。

落ちた雪を止めるという方法もあるのですけれども、西側の診療所との間の道路との間の敷地が狭いということ、法面だということもあって、それでも十分かどうかということが心配がされるということもありまして、まずはちょっと様子を見たいなど。

屋根を変えるというのは非常に現実的ではないといえますか、非常に建築費が高くなるということからすると、その選択肢は現段階では考えておりません。

その落ちる雪をどう止めるかということについては、1年様子を見て、屋根材も変わりますので、どのような落ち方になるのかということの様子見ながら、また、落雪対策の注意喚起をしながら、事故のないようにして、様子を見るということで、今回の事業費の中

には、落雪対策については含んでおりません。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 今、関連でありますけれども、体育施設としてはまだ、ほかに体育館、それから交流の杜、それから各学校にある体育館の一般使用、そういうのがそれぞれ村内にはあります。

それと多目的運動施設の何かすみ分けみたいなものは、管理の関係も含めて、お考えなのかお聞かせいただければ。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 今回建設しようとしています屋内運動施設で行うゲートボール以外のスポーツなのですけれども、第1に考えましたのが、夏も冬も含めまして屋外で現在やっているスポーツで、冬期間できないですとか、あるいは、冬期間以外の期間、雨天で外で練習できないということの簡易な練習の施設として使ってもらうことを第1に想定をいたしました。

他の屋内の運動施設、体育館、交流の杜の体育館、各学校の学校開放による利用については、それぞれ十分利用されていると思っていますし、そこを利用して不便がないということから、すみ分けは自然と、今使われている方はそちらの方を引き続き使っていただく。

前段に申し上げたことを新たに、今度建設する運動施設でやっていただくということを念頭に整備をしようとするものであります。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

ほかに。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） では1点だけ。

時間がもう迫っていますので、1点だけします。

資料でいくと38ページの英語検定補助金ということで34万5,000円ほど載っておりますけれども、これに対しては、高校生以下の、小学校から高校生までですか、対象に英語検定に対してのみ検定料を助成しますという内容かなというように思います。

それで、今まで中学校、高校の学校内でこの検定が実施された実績があるのかどうか。

民間ではあるということを知っていて、民間のところには行っているということ、受けているということは聞いたことありますけれども、学校で実施しているのか、いたのか。

今まであったのかどうかということですね。

それとあと、そういう助成に当たって、やはり保護者から、こういう負担が大きいからぜひしてほしいという要望があったのか。

村長の公約がここに表れているのかなというように思いますけれども、そういった要望とかがあったのかどうかということですね。

それとあと、英語だけではなくて、漢検ですとか数学の検定とか、いろいろ検定がありますけれども、そういう検定に対してもやはり公平的に、英語だけではなくて、するべきではないかなというように私は思っていたのですけれども、そこら辺の、英語に対する検定を受けるときに負担が大きいから英語だけにしたのか。

ほかのちょっと様子を見てからというようなことで、ほかの検定に対しては助成をすることにはなっていないということなのかなのです。

それと同時に、やはりそういう英検以外の検定に対する保護者なりそういった方からの要望も含めて、なかったのかということをお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 村内における英検の受験状況ですけれども、人数ははっきりと把握していませんけれども、民間の英語塾でされているのが一つ、もう一つは、中札内中学校を会場に、中学生あるいは小学校の高学年を対象に実施をしております。

現在もされているということです。

それから、この検定料の助成について、教育委員会に直接保護者から要望があったものではございませんで、村長の公約にあったということが一つと、教育委員会として、平成30年度から英語教育を重点として力を入れていきたいというそういった方針を持っております。

A L T の配置もそうですし、先ほどご説明を少ししたキッズイングリッシュについてもそうですし、中学校3年生を卒業するまでに、英語でコミュニケーションできる人を育てるというそういったスローガンを掲げて、小学校、中学校と英語教育を重点的に進めていくということ。

もう一つ背景には、現在の中学校3年生が大学受験をするときに、民間の英検のようなものが取り入れられるということがもう文部科学省方針を掲げております。

そういうことから、大学受験にも英語の力が必要だということで、やはり将来の夢を実現するために、中札内の子どもたちにはできるだけ英語力を付けられるような教育環境を整えてあげたいということで、英語検定についても、奨励したいという意味で、英検のみ助成をすることとしたものでございますので、そういった英語教育を重点的にするということから、特に漢検、数検については検討しておりません。

英語の検定の要望も保護者からはございませんで、同じように、漢検、数検についても保護者から助成をというようなお声は聞いておりません。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 分かりました。

今後の大学受験に対してもそういうようなものが有利に働くというようなことかなというように思いましたので。

そして、今の時代、英語でのコミュニケーションというのが、どこの国に行っても通用するということがありますので、小さいときからそういうような英語というのは大事かなというように思っております。

それで、この英語の検定のみ助成ということなのでしょうけれども、これは同じ検定のレベルでは1回のみということで、2回、3回同じレベルの級ですね、それを受ける人には補助はないのかなというように理解します。

それで、今回の34万5,000円に対する見込み人数は何人ぐらいで、1回に対してどれぐらいの単価の負担になるのか。

1回の検定料ですね。

それをちょっとお聞かせください。

○議長（高橋和雄君） 渡辺教育次長補佐。

○次長補佐（渡辺浩君） 想定しているのは、2級から5級まで、2級、準2級、3級、4級、5級の希望があるということ想定しています。

受験料ですけれども、5級からいきます。

5級は2,000円、4級が2,100円、3級が3,400円、準2級が4,800円、2級が5,400円となっております。

それぞれ、例えば、5級につきましては、中学の初級程度のレベルなのですが、奨学5、6年生のおよそ30%程度が受験されるだろうということで、助成人数は24人。

同じような想定の仕事で、4級については50人、3級については10人、準2級については25人、2級については7人。

これぐらいの希望があるのではないかとということで積算しまして、合計34万5,000円という要求になってございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

ちょうど5時になります。

お諮りをいたします。

本日の会議はこれまでとし、明日14日午前10時から再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、明日14日午前10時から本会議を再開することに決定をいたしました。

本日はこれで延会といたします。

延会 午後 5時00分